



翻訳版「BRIDGE ハンドブック—共同プログラムと共同学位の認証」 の作成にあたって

平成 26 年 6 月
大学評価・学位授与機構
評価事業部 国際課

「BRIDGE ハンドブック」紹介の背景

世界の高等教育は、近年、教育形態も含めて多様化しています。なかでも、グローバル化に伴い、国内に限らず国外の高等教育機関と連携した共同教育プログラムが増えてきています。欧州では、エラスムス・ムンドゥス・プログラムにより、学生にとって魅力のある共同教育プログラムの構築が推進されています。

こうした結果、これらのプログラムを修了した学生が増えていますが、その学位や資格をもって、さらに進学・就職する場合に、受入れようとする教育機関や雇用者にとって、その学生に授与された資格（学位）がどういったものであるか判断することが難しいと言われています。

「Bridge ハンドブック」は、欧州 5 カ国（エストニア、イタリア、マルタ、ポルトガル、スペイン）のエラスムス・ムンドゥスを推進する国別代表組織や、**他国の資格（学位）を自国の高等教育制度と比較・評価する機関（資格認証機関）**が主に連携して、**資格認証の視点から共同プログラムの構築の在り方について提言をまとめた報告書**です。

我が国でも、外国大学との連携による国際連携教育課程（ジョイント・ディグリー）制度が整備されようとしています。外国の大学との国際連携の構築を検討されている大学の関係者の皆様におかれましては、欧州における課題や視点について先行事例として、本ハンドブックを参照していただき、より実効性のある教育課程づくりの一助となれば幸いです。

翻訳・用語について

この翻訳版「Bridge ハンドブック」は、同ハンドブックを作成したプロジェクトの責任者の同意を得て、当機構の評価事業部国際課において、仮訳としてまとめたものです。用語の翻訳にあたっては、適切な定訳がないものも多く、また翻訳が難しい用語もあるため、十分ではない部分もあるかと思います。

本文で頻繁に出てくる主要な用語について、以下、欧州での背景も踏まえ、簡単に解説いたします。

○資格（qualification）

高等教育機関には、学士、修士、博士といった学位のみならず、さまざまな「資格」を授与する課程が存在します。欧州では、Postgraduate Certificate や Diploma といった資格も存在します。日本の高等教育でも、高等専門学校で授与される準学士や、専門学校（専修学校専門課程）で授与される専門士や高度専門士のような称号もあります。「資格」とは学位はもとより高等教育機関が課程修了後に授与するものを指します。

○資格認証

（recognition of qualification）

他国の高等教育機関で授与された資格が、入学審査等の過程で、入学要件に値するものか審査することを指します。欧州や米国では、大学や個人が資格認証機関と呼ばれる第三者機関に依頼して、資格の評価書を発行してもらうことがあります。本文に出てくる ENIC/NARIC は、これらの第三者機関であり、リスボン認証条約加盟の各国にあります。

○資格評価 (credential evaluation)

他国の高等教育機関で授与された資格が、自国の教育制度と比較して、どのような性格やレベルのものか評価することを指します。

○資格評価者 (credential evaluator)

大学等の入学審査等の過程で、入学志願者の保有する外国の学位や資格を審査する実務担当者や、資格認証機関のような第三者機関において海外の資格について自国の制度に照らし合わせて評価する実務者を指します。

○認可、認定、認証 (recognition/recognized, quality assurance/accreditation/accredited)

“recognition” は、認められているかを意味しますが、資格が授与される国の制度により認められているかという視点と、他国で認められているかという視点があります。原文では、当該国の教育省等当局が行う「認可」、「登録」といった側面と、質保証機関（評価機関）が行うアクレディテーション（適格認定）といった側面に、広く“recognition” が使われています。この仮訳では、その文脈に応じて多少の訳の使い分けをしている部分があります。

さらに、資格について第三者機関が評価して認めることを「認証」と整理していますが、これについても“recognition”が使われています。

○リスボン認証条約

「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」(Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region)。欧州委員会とユネスコの協力で草案され、1997 年 4 月にリスボンで行われた会合で採択されました。

他国からの高等教育機関への進学や就職を容易にするために、他国の学位・資格について、本質的な違いがなければ自国の類似した学位・資格として認証し、学生や雇用主、高等教育機関等に対して、外国の学位・資格の認証に関する情報提供を行うナショナル・インフォメーション・センターを設立することなどが盛り込まれています。

○ENIC/NARICセンター

リスボン認証条約の発効を受けて、欧州評議会およびユネスコの協働によって、ENIC（学術認証および流動性にかかる欧州情報センターネットワーク）が組織され、各国にENICナショナル・インフォメーション・センターが設置されています。各国のセンターでは、外国の資格・学位の認証に関する当該国の政策や認証の実務に関する情報、当該国の教育制度、留学や流動性に関する情報を提供しています。

一方、NARIC（学術認証情報センター）は、欧州委員会の主唱により、欧州内における学位と学修の認定促進のため、1984 年に組織された情報センターネットワークです。他国における学位の認証や学習期間等についての情報を提供することで、域内の学生、教員の流動性を高めることを目的としています。

※ENIC : European Network of
Information Centres in the
European Region

※NARIC : National Academic Recognition
Information Centres in the
European Union

○共同学位 (joint degree)、二重学位 (double degree)、複数学位 (multiple degree)

ハンドブックにおけるこれらの定義は、仮訳の 5 頁に掲載されているところです。仮訳では、次のカタカナ表記を省略しています。

- ・共同学位（ジョイント・ディグリー）
- ・二重学位（ダブル・ディグリー）
- ・複数学位（マルチプル・ディグリー）

原文のハンドブック（英語）は下記URLからご覧ください。

<http://erasmusmundus.it/files/fileusers/BRIDGE%20HANDBOOK%20WEB.pdf>

翻訳版「BRIDGE ハンドブック 共同プログラムと共同学位の認証」

ルカ・ランテロ（Luca Lantero）編



大学評価・学位授与機構
評価事業部 国際課 監訳

BRIDGE ハンドブック
共同プログラムと共同学位の認証

このハンドブックは BRIDGE プロジェクトに参画した、
以下の専門家と機関の協力により作成された。

イタリア・PNC - Punto Nazionale di Contatto Italia
(プロジェクト・コーディネーター) :
Manuela Costone, Chiara Finocchietti, Giovanni Finocchietti,
Francesca Giordano, Luca Lantero

エストニア・アルキメデス財団 (Archimedes Foundation,
Estonia) : Anastassia Knor, Gunnar Vaht

マルタ・継続・高等教育国内委員会 (National Commission for
further and higher education, Malta) : James Calleja, Jane Nind,
Josephine Sultana

ポルトガル・高等教育総局 : Maria Manuela Couto Paiva, Ana
Mateus, Leonor Santa Clara, Hugo Alexandre Sena

スペイン・教育・文化・スポーツ省 : Maria del Mar Duque, Juan
Carlos Parodi Román

2012 年 10 月 18～19 日にマルタで開催された BRIDGE 最終
会議の参加者にも、このハンドブックの内容に関するご支
援、ご意見に感謝する。

BRIDGE コンソーシアム :

各機関のロゴ

共同プログラムと共同学位の認
証に関する実践的ハンドブック
は、エラスムス・ムンドゥスのア
クション 3「欧州高等教育の推進」
の枠内で実施されている。

本プロジェクトは欧州委員会か
ら助成を受けて実施された。この
出版物は執筆者の見解を反映し
たものであり、本書に記載される
内容に関する一切の活用につい
ては、欧州委員会は責任を負わな
い。

初版 : 2012 年 10 月

目次

はじめに	3
第1章 共同学位および資格認証に関する説明	4
1.1 用語の共有化：用語の定義	4
1.2 共同学位の認証：形式的な問題	6
1.3 資格の構成要素：知っておくべき重要事項	7
1.3.1 資格の名称	7
1.3.2 授与機関の名称および性質	8
1.3.3 コースの認可・適格認定	9
1.3.4 資格の性質	9
1.3.5 資格のレベル	10
1.3.6 プログラムの標準修業期間	10
1.3.7 学習量	11
1.3.8 入学要件	11
1.3.9 継続教育へのアクセス	12
1.3.10 学習成果に関する情報	12
第2章 構築段階	14
2.1 関連する高等教育制度	14
2.1.1 情報源の問題	14
2.1.2 標準修業年限が異なる場合にどのように折り合うか：参照すべき事項	15
2.2 高等教育機関とさまざまな資格	17
2.2.1 二元制度による高等教育機関のさまざまな形態	17
2.2.2 正規資格を発行する「非正規」機関	19
2.2.3 非正規資格を発行する「正規」機関	20
2.2.4 認可されていると主張する非正規機関：ディプロマ・ミル現象	20
2.2.5 ある制度で活動しているが別の制度に属する機関：国境を越える高等教育（TNE）	22
2.3 同レベルだが性質の異なる資格	24
2.4 優れた実用的手段：資格枠組み	25
2.4.1 欧州資格枠組み（EQF）	26
2.4.2 欧州高等教育圏資格枠組み（QF-EHEA）	27
第3章 入学者選抜段階	29
3.1 単一コースとしての共同選抜	29
3.1.1 正規資格を有さない学生の受入れ	30
3.1.2 「既修得学習の認定」	30
3.1.3 「学位の一貫性」の概念	31
3.1.4 入学者選抜委員会の構成	31
3.2 コースへの入学：必要な資格と書類	32
3.2.1 必要な資格レベル	32
3.2.2 入学に必要な書類	33
3.3 入学希望者向け情報	37
3.3.1 有用な書類	37
3.3.2 成績評価・単位制度に関する説明	38

第4章 資格（学位）授与段階	40
4.1 明快さの問題：自動的な認証手続きは存在しない	40
4.2 最終修了証書のフォーマット：記載すべき要素は何か	41
4.2.1 共同修了証書のフォーマット	43
4.2.2 二重・複数学位による修了証書のフォーマット	44
4.3 修了証書の追加書類：ディプロマ・サプリメントおよび共同サティフィケート	45
4.3.1 共同ディプロマ・サプリメント	45
4.3.2 共同サティフィケートと適法化	49
付録1 ENIC-NARIC センターおよびエラスムス・ムンドゥスの国別代表組織リスト （略）	
付録2 各国の資格枠組 （略）	
付録3 各国で認定された高等教育機関 （略）	
付録4 各国で登録されている高等教育プログラム （略）	
付録5 各国の質保証機関 （略）	
付録6 共同プログラムに関するその他のプロジェクト	51
付録7 BRIDGE プロジェクトによる活動	58

はじめに

このハンドブックは、「BRIDGE プロジェクト—グローバル・エキスパート間の対話による認証における最良手段」における 2 年間の活動を経て作成された。同プロジェクトは、エラスムス・ムンドゥス・プログラムのアクション 3 の枠内で実施された活動である。

プロジェクトの目的は、以下にあげる各段階において国際的な共同プログラムを構築するにあたって、実用的な手段と提言を提供することである。

- 共同プログラムの構築
- エラスムス・ムンドゥス・プログラム参加学生の選抜方法
- エラスムス・ムンドゥス・プログラム参加機関による二重学位、複数学位および共同学位の授与

このため本ハンドブックは、共同プログラムと資格認証に伴う難題に関する以下の三つのパートに分かれている。

BRIDGE：共同プログラムに関する三つの段階

- **構築段階**：さまざまな高等教育制度の違いを考慮に入れる必要がある。
- **入学者選抜段階**：外国資格と授与機関の性質に対する評価に基づいて学生を選ぶ。
- **資格（学位）授与段階**：二重学位、複数学位あるいは共同学位を授与し、ディプロマ・サプリメントを発行するにあたっては、共同プログラムと共同学位に関するさまざまな国内規制に従う必要がある。

第1章 共同学位および認証に関する説明

共同プログラムに関する三つの段階（プログラム構築 - 入学者選抜 - 資格（学位）授与）を分析する前に、共同プログラムに関連した資格認証につながる要点を明確にするため、導入的テーマとして下記の事項の確認から始める。

- 本ハンドブックで用いる特定の用語の定義
（1.1 用語の共有化：用語の定義）
- 学位認証の難度と共同学位の性質との関わり
（1.2 共同学位の認証：文書構成の問題）
- 資格の一般的要素（1.3 資格の構成要素）

1.1 用語の共有化：用語の定義

BRIDGE プロジェクトの主な目的は、エラスムス・ムンドゥスの国別代表組織および ENIC/NARIC センター間における協力体制の強化である。このため、共同プログラムの分析にあたって、まず下記二つの欧州圏ネットワークにおける主要文書を取りあげ、本ハンドブックのために明確な定義を決めておかなければならない。

公式参考文献

- エラスムス・ムンドゥス・プログラム・ガイド——国別代表組織向けの参考文献¹
- 共同学位の認証に関する勧告とその説明覚書—ENIC/NARIC ネットワーク向けの欧州地域の高等教育に関する資格認証条約（リスボン認証条約）委員会が実施²

エラスムス・ムンドゥス・プログラム・ガイドは共同学位を以下のとおり定義している。

総合的なプログラムを提供する少なくとも二つの高等教育機関によって発行され、
学位授与機関の所在国で公式に認定された単一の修了証書

そして、リスボン認証条約（LRC）委員会の勧告によると、共同学位は、

この勧告において、少なくとも二つ以上の高等教育機関が共同で、または一つ以上の高等教育機関およびその他の学位授与機関が、当該高等教育機関が場合によっては他の機関とも協力して共同で開発または提供する学習プログラムに基づき、共同で発行する高等教育資格を指すものと理解すべきである

さらに、勧告は次のように付け加えている。

¹ http://eacea.ec.europa.eu/erasmus_mundus/programme/programme_guide_en.php

² <https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=320284&SecMode=1&DocId=822138&Usage=2>

共同学位は、以下の修了証書として発行することができる。

- a. 一つ以上の国内修了証書に加えて、発行する共同修了証書
- b. 当該共同学習プログラムを提供する関係機関が国内修了証書を発行するか否か問わず、共同して発行する修了証書
- c. 当該共同資格の唯一の証明書として公式に発行される一つ以上の国内修了証書

上述のように、LRC 勧告は共同学位と二重・複数学位を区別していないが、エラスムス・ムンドゥス・プログラム・ガイドは二重・複数学位について以下のとおり定義している。

二つ以上の高等教育機関によって発行され、それぞれの学位授与機関の所在国で公式に認定された二つ以上の国内修了証書

これらの定義を念頭に置いて、両者がさほど異ならないことを考えれば、本ハンドブックでは共同学位を以下のとおり定義することができる。

共同学位の定義

少なくとも二つの正規高等教育機関が、共同で開発・提供する学習プログラムに基づいて発行する少なくとも二つの正規国内資格に対応する単一修了証書

二重学位または複数学位の定義は以下のとおり。

二重・複数学位の定義

二つ以上の高等教育機関が、共同で開発・提供する学習プログラムに基づいて当該高等教育機関がそれぞれ発行する二つ以上の国内修了証書

どちらの定義でも、修了証書という用語は資格を証明する公式文書を指す。

共同プログラムの定義については、JOIMAN プロジェクト³による統一用語集の成果を利用する。

共同プログラムの定義

二つ以上の高等教育機関、場合によってはその他の機関が協力して共同で開発・提供し、二重学位、複数学位または共同学位の授与につなげる学習プログラム³

³ 共同プログラムの運用および管理のための優良事例報告書：付録 5——JOIMAN 用語集（Good Practice Report for the Management and Administration of Joint Programmes: Annex 5 - Joiman Glossary）（<https://www.joiman.eu>）

1.2 共同学位の認証：形式的な問題

共同学位と学位授与機関の所在国が認定する二つ以上の正規資格との間には対応関係が存在するため、以下のとおり確認することができる。

共同学位は、もっぱら共同プログラムの中で国内における最終的な資格を証明するための一つの方法である。

このため、共同学位に関する LRC 勧告における説明分の中で、「共同学位は、当該国において同国の教育制度によって発行される他の資格と少なくとも有利に認証されるべきである」ことが確認されている。

共同学位の認証手続きにおける難題

実際は、「共同学位の認証が『純粋な』外国学位の認証よりも難しいと捉えられる場合が多い。これは国家間・制度間の協力や学術的流動性の促進という全体的な政策目標を考えれば不当である」ということを理解することは困難である。

二ヶ国以上の国内における資格が同じ共同学位に対応し、これらの資格が他の制度で正式に認証されているとすれば、共同学位の認証手続きの中でこのような難題が生じるのはなぜだろうか。

これについても、共同学位に関する LRC 勧告の説明覚書に次の記述がある。

適切性および集約性を欠いた情報発信

「教育制度ならびに個々の機関、プログラムおよび資格に関する情報の問題は、資格認証に取り組む人々が直面している大きな課題の一つである。[...] 問題は情報不足ではなく、適切で焦点が絞られた関連情報の不備である」

典型的な特徴を示しているという理由のみで国内での資格が明確に認定されている教育制度では、共同学位の認証には効力を持たない。共同学位の場合は、資格が構成・命名される構造、形式、さらには言語さえ、広く受け入れられている標準的なモデルと異なっている。

したがって可能な限りのデータを提供し、資格認証評価者（例えば高等教育機関、雇用者、評価センターなど）が、国内での資格と評価対象の共同学位との対応について理解できるようにする必要がある。LRC 覚書には以下の記述がある。

共同学位の場合、学位とともにディプロマ・サプリメント [および、より一般的には資格に関連する証明] を発行し、発行された学位と種々の教育制度との関連性を明確に説明することが特に重要である

形式的に課題のある認証

したがって、共同学位の認証は、もっぱら共同資格を計画する国内資格の要素の明確かつ網羅的な提示に関連する形式的問題であるため、認証の不可能性に結びつくような問題ではない。

では、資格の評価にあたって、資格認証評価者が資格認証のために検討しなければならない要素は何であろうか？さらに、適切で焦点を絞ったどのような情報が必要なのだろうか？

1.3 資格の構成要素：知っておくべき重要事項

ENIC/NARIC センター⁴の知見に基づき、ディプロマ・サプリメント⁵（資格と当該資格が授与された制度に関する最も重要な情報源の一つ）で確認された情報から、資格認証評価者が評価を行うために知っておかなければならない資格の要素を再度取りあげる⁶。

1.3.1 資格の名称

資格の名称は、現在の正式名称として、また高等教育制度に関連するものとして示すことが基本である。確立されている制度では、それぞれの資格に、その資格を国内レベルで区別して特徴的要素を定義した独自の名称がつけられている。これは、国内資格と同時に発行される共同学位の場合の基本である。すべての国内資格の名称、並びにそれに対応した最終的に発行される共同学位の名称を知っておくことが重要である。

これら共同学位の名称は、必然的に国内における資格の名称に対応しない総称がつけられることになるだろう（すなわち、国際修士号、エラスムス・ムンドゥス修士号、共同修士号、欧州修士号など）。

翻訳禁止

原則として、外国資格の名称は翻訳せずに原語で示すべきである。

外国資格の名称を翻訳すべきでない理由として、資格に関する翻訳は一定の評価を伴うことになるが、この評価は正当に認定された当局だけが実施すべきだからである⁷。

⁴ <http://www.enic-naric.net>

⁵ ディプロマ・サプリメントの例：http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/doc/ds/ds_en.pdf

⁶ 下記も参照：欧州地域資格認証マニュアル——公正な資格認証に関する実用的指針（European Area of Recognition Manual - Practical guidelines for fair recognition of qualifications）（<http://www.eurorecognition.eu>）

⁷ 「字訳と翻訳は異なるという事実に注意しなければならない。字訳とは、一つの文字体系または書記体系で表現された音を別の文字体系または書記体系で書き直すことを意味し、例えばキリル文字や漢字で書かれた単語をローマ字で表現する例があげられる。字訳によって、原語の文字体系または書記体系になじみのない読み手は、その言語の単語や表現のみを確認することになる。標準的な字訳システムがある場合は、それを利用して字訳すべきである」——外国資格査定の基準と手続きに関する改訂勧告——リスボン認証条約委員会（2010 年）

1.3.2 授与機関の名称および性質

共同学位に対応する国内資格を発行した機関の名称が分かっている必要はない。この情報は、当該高等教育機関が国内制度の中で公式的な存在であるかどうかを示すものである。さらに、当該機関の地位（すなわち大学、応用科学大学、ポリテクニクなど）と当該機関が発行した資格の性質についても、情報を入手することができる。この場合も、機関の名称は原語で示される。役に立つ場合は、別の言語（通常は英語）を公式一般名と併記することができる。ただし、これらの翻訳は、必ずしも公式的なものではなく、当該機関を正確に特定しにくくなる場合がある点に留意しなければならない。

加えて、機関の名称として利用されるいくつかの用語については、その機関が活動する国の文脈によって異なる意味を帯びることもある。「インスティテュート」、「ポリテクニク」、「カレッジ」といった名称の意味が異なっている可能性もある。

高等教育機関の類型

- 学術志向機関と職業志向機関：いわゆる二元制度では、提供される教育の性質（学術、職業、研究）に応じて、さまざまな種類の機関がある。
- 正規資格を発行する「非正規」機関：認可されたプログラム編成や認証された資格発行の機会を与えられている民間・非正規機関制度が数多く存在する。これらの機関は通常さまざまな種類のコースを編成しているため、どの機関が単位付与・資格認証の機会を確保しており、どの機関が確保していないかの確認に注意を払うべきである。
- 非正規資格を発行する「正規」機関：「正規」機関において発行する資格でも、その国の基準となる高等教育制度に属しておらず、当該機関の名においてのみ発行されるものが数多く存在する。
- 「国際」機関：正式にはいかなる制度にも属さないが、すべての国々または多くの国々によって認知されている。例えば、国連大学や欧州大学院などがある⁸。
- 国境を越える高等教育（TNE：trans-national education）：ある国で活動しているが、別の高等教育制度に基づいて運営されている機関（例えば、ブランチ・キャンパス）。
- ディプロマ・ミル機関：国内高等教育制度において認可や適格認定を受けていない独立機関で、自身では認定を受けていると主張しているものの、当該国の教育水準以下または非学術的な教育によって学位を授与し、正規の質保証機関（評価・アクレディテーション機関）による認定も受けていない機関⁹。

⁸ エラスムス・ムンドゥス・プログラムは国内制度によって公認された高等教育機関を対象にしている。しかし、いかなる国内制度にも関係がないが、すべての国が認知している資格を発行する機関の場合は、どのように対応すべきだろうか？

⁹ CIMEA——ミル対策：ディプロマ・ミル機関の見分け方と対策（Cimea - against the mills: how to spot and counter diploma mills）（2010 年）——<http://www.cimea.it/default.aspx?IDC=2259>

上述のリストは、共同プログラムの構築を検討する際に、対象となる高等教育機関の地位が当該国の高等教育制度によっていかに異なる場合があるかを理解するのに役立つ。したがって、我々は共同プログラムの構築に関する協定に沿って、当該機関の外国での性質と、その機関が発行する、あるいは発行しない関連資格を常に把握しておかなければならない。

1.3.3 コースの認可・適格認定（アクレディテーション）

共同プログラムの質に要求される事項に関するもう一つの重要な要素は、教育コースの認可・適格認定である。これは国内レベルとして、また共同プログラムに参加する機関として付与されていなければならない。

適格認定を受けた機関＝適格認定を受けたコースとは限らない

認定された機関が編成するすべてのコースが適格認定を受けているとは限らない。また認定されていない機関が適格認定を受けたコースを提供する場合もある（1.3.2）。

国内レベルを超えたコースの適格認定の例は数多くあるが、ほとんどの国々では、まだ標準的ではない。

1.3.4 資格の性質

すべての教育コースが同じ目的を追求しているわけではない。学術的な教育に基づいて学生に研究の準備をさせているものもあれば、職業上の目的を追求するものもある。資格の性質は評価を決定づける重要な要素である。

二元的な高等教育制度では、学術志向プログラムや職業志向プログラムなど、各種のコースを提供するさまざまな機関がある（1.3.2）。ほとんどの場合、これらのコースは同じサイクル／レベルの教育に属しているが、性質が異なるため、最終資格は相互に対応していない。応用科学大学の修士レベルで提供されるコースと、「学術的な」大学で提供される同じコースを考えると、ほとんどの場合、前者の学位では学生が科学的研究分野の知識・技能・能力を習得するため、博士課程には進学できないだろう。

異なる機関同士の共同プログラム

性質が異なる機関の間で共同プログラムを構築したり、性質が異なる最終資格に対応する共同学位を確立したりすることはできるだろうか？

この質問に答えるには、この種類の共同プログラムが存在することを念頭に置かなければならない。理論ではなく現実を見れば、この質問の回答が肯定的になることは間違いない。研究スキルを他の専門職スキルと組み合わせればプラスの結果をもたらすかもしれない。ここで利用すべき基準は、そのようなコースの学生にとっての付加価値だろう。いずれにせよ、この種の共同プログラムには、最終的な共同資格の評価に関連する問題が伴う（学術的または職業的な資格なのか？）。このため、このような場合には、共同で発行される国内資格の性質を正確に理解しておく必要があるだろう。

1.3.5 資格のレベル

それぞれの高等教育制度は、さまざまなサイクル／レベルに分類されている。ボローニャ・プロセスの結果、欧州諸国の大多数が高等教育における学習の分割を採用し、3 サイクル(学士・修士・博士)に分類している。一方、ボローニャの分類を反映していない国内的な教育区分もある¹⁰。

さらに、さまざまなサイクルにおける学習期間、学習成果および資格の具体的な目的は、各国内制度の間で常に一致しているわけではない。

このため、学習のレベルまたはサイクルの提示は、資格や学習に対する最終的な評価のためのデータとしては有用だが、実施された学習を正確に把握するために利用すべき唯一の基準ではないことは確かである。

ボローニャ・プロセスの分類に加えて、ボローニャ・プロセス外の制度で利用されているさまざまな資格分類基準(すなわち ISCED、EQF、NQF など)がある。このため、資格が属するサイクル／レベルを表示する場合には、利用される基準パラメーターを常に公表しなければならない¹¹。

出発点としてのレベル

しかし注目すべきは、同じサイクル／レベルに位置付けられた資格でも、異なる制度による資格であれば、そのまま同等ではないことである。レベルとは一般的な資格分類の要素であるため、さまざまな資格の中立的かつ抽象化された参照基準の導入とみなすことができる。

1.3.6 プログラムの標準修業期間

コースの修業期間は資格の評価において非常に重要なパラメーターだが、この情報は他の要素(学習量など——1.3.7)と併せて解釈すると誤解を招くことがある。

まず第一に、修業期間は当該コースが定時制か全日制かによって変わることがあり、資格の添付書類にそのような情報を記載することが常に望ましい。

1+1=2?

コースの年数は決して、資格の評価や異なる制度に属する二つの資格の比較のための唯一の要素ではないことに留意しなければならない。この要素の解釈にあたっては、コースに関する他の要素も考慮に入れなければならない、その一つは学習成果(1.3.10)である。

修業期間の異なるコースを提供する機関の間で共同プログラムを編成することはできるだろうか？

¹⁰ <http://www.ehea.info>

¹¹ 一部の国別資格枠組みと資格分類は、国を超えた基準に起因しないいくつかのレベルに分かれている。したがって、制度 A のレベル 7 学位は制度 B の同レベルの学位と異なる場合がある。

答えはもちろん可である。同じレベルに属し、修業期間の異なるコース間での共同プログラム構築を目的に掲げる高等教育機関による優れた実践の例がいくつかある。

1.3.7 学習量

学習量は通常、すべての単位システムで表されている。教育界では、単位は最低限の基準で達成された一定の学習量を示す。狭い意味で、この用語は授業時間、自習時間、コンタクト・アワーなどに基いている。単位が本当に学習量を示すようにするには、学習プログラムに関連するすべての活動を網羅すべきである。これには授業時間、実験、作業、セミナー、ディスカッション・グループだけでなく、自習、論文や期末レポートの執筆、実習期間、さらには試験時間も含まれる¹²。

ECTS だけではない

欧州連合諸国で最も利用されている単位制度は欧州単位互換制度（ECTS）¹³だが、欧州内外で採用されている制度は ECTS だけではない。いくつかの国々では、国内の単位制度や個々の機関が利用するその他の単位制度があり、それらもさまざまなパラメーター（すなわち、授業時間、コンタクト・アワーのみ、学生向けのグローバルな活動など）に基いている。

共同プログラムの場合は、利用される単位制度を十分明確にし、国内の単位制度によって換算するための単一パラメーターの定義を決めておく必要がある。この場合、ECTS は大変有用となる。

1.3.8 入学要件

コースへの入学要件について語られるとき、通常、「アクセス」という用語と「アドミッション」という用語が区別なく用いられるが、この二つの用語は同じ意味ではない。「アクセス」は高等教育学習への一般的な入学要件を指し、「アドミッション」は正規コースを受講できる具体的な要件を指す。

高等教育へのアクセス（入学）に関する政策は、国ごとの教育制度によって異なり、同じ制度の中でさえ、共同プログラム構築への検討対象となる高等教育機関の性質によって異なる場合がある。一部の制度では、アクセスは正規学位の取得が条件となる。また、コースへの入学要件が一定数の単位だけという場合もある。国によっては、既修得学習認定を受ければ、正式に資格を取得していなくてもコースへの入学が認められる。

¹² 資格—概念紹介（Qualifications - Introduction to a concept）、欧州評議会高等教育シリーズ No.6——Sjur Bergan（2007 年）

¹³ ECTS : European Credit Transfer and Accumulation System の略
参照 http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/ects_en.htm

コースへの入学に関する規則、入学に必要な能力保持の状況、正規資格を持たない者に適用される例外を認識することは、共同プログラムの必須要素である。入学者選抜は共同コースのパートナーとの共同による決定の上、コースへの入学要件に関するさまざまな国内規則を適用しなければならない。

一貫性の欠如

いくつかの制度には、資格の一貫性に関する規則がないことも忘れてはならない。学士レベルの資格（ボローニャ・プロセスの第 1 サイクル）を有していれば、博士レベル（ボローニャ・プロセスの第 3 サイクル）のコースに進学できることがある。

1.3.9 継続教育へのアクセス

特定の学位には「学術権」が付帯しており、それによって通常、継続して別の教育段階に進むことが可能である。

資格の性質（1.3.4）と機関が発行する修了証書の種類（1.3.2）にもよるが、資格によって、
(i) 次のサイクル／レベルのすべてのコース、または (ii) 次のレベルの特定のサイクル／コースのみに入学できるか、(iii) いかなる教育コースにも入学できない。

一部のコースに入学可能な場合 (ii)、またはいかなるコースにも入学不可能な場合 (iii) に関しては、二つの国内における学位（A および B）に対応する共同学位のケースがあげられる。

同レベルだが異なる入学資格

ある国の学位（A）はあるコース（例えば PhD）への入学資格が与えられ、他の国の学位（B）は（A と同じレベルであるにもかかわらず）同コースへの入学資格は与えられない。

ここで、資格（学位）保有者が次のレベルのコースへの進学を希望した場合、この共同学位は海外でどのように評価されるだろうか？

残念ながら、このような場合には複数の解決策が必要であり、その基礎となるのは共同資格を評価する団体におけるこれまでの経験である。いずれにせよ、同じ性質を持つ国内における資格を共同学位に対応させ、同コースへの入学資格を与えることが常に望ましい。

1.3.10 学習成果に関する情報

学習成果は、資格の保有者が、知り、理解し、実行できることが期待される内容を示す。資格認証手続きで学習成果を考慮に入れば、評価段階において、プログラムの教育方法の水準（期間や学習量など教育のインプット）に頼るだけでなく、学生が修得した成果

や能力に、より直接的に焦点を当てることになる。卒業生に対する主な質問は、もはや「資格を取得するために何をしたか」ではなく、「資格を取得した今、何ができるか」である¹⁴。

決して学習期間などの定量的基準だけに基づいて資格認証の決定を下してはならず、入学志願者の学習成果や資格の質を評価することを試みなければならない¹⁵。

一つのプログラム、同じ成果

共同学位に関して、これらの学位を編成した機関は、一つのコースについて共通の学習成果を設定しなければならない。この措置は共同プログラムの構築に不可欠である。

¹⁴ 欧州地域資格認定マニュアル——公正な資格認定に関する実用的指針（European Area of Recognition Manual - Practical guidelines for fair recognition of qualifications）（<http://www.eurorecognition.eu>）

¹⁵ 説明覚書——外国資格の評価のための基準と手続きに関する改訂勧告（Explanatory Memorandum - Revised Recommendation on criteria and procedures for the Assessment of foreign Qualifications）（リスボン資格認証条約委員会が 2010 年にセーブルで開いた第 5 回会合で採択）

第2章 構築段階

「構築段階」は、共同プログラムの運用過程の最初の部分であり、プログラムの実際の開発段階となる。この段階では、コースを編成するパートナー機関内ですべてのコース運用に係る要素について、実際の開発中段階で検討し、最終的に学位を得る学生に不利益が生じないようにすることが重要である。

プロジェクトの目的に従って、以下、共同プログラム修了後に発行される最終資格の認証の面に関連する構築段階の要素についてまとめる。

まず考えること

したがって、JOIMAN¹プロジェクトで示される、「まず考えること」という明るい表現で要約される主な勧告から始める。

2.1 関連する高等教育制度

共同プログラムを実現する機関は異なる高等教育制度に属し、独自の構造と特定の国内法に基づいている。このため、共同プログラムを編成する各高等教育機関の制度と国内法を知っておくことが重要である。

2.1.1 情報源の問題

高等教育制度に関する情報を得るために、どのような情報源を利用できるだろうか？

第一の情報源は、もちろんコースの実現に参加する機関である。これで十分だろうか？実際のところ、この情報源は常に信頼できるのだろうか？

エラスムス・ムンドゥス国別代表組織の経験によれば、高等教育機関では、特に多くの学術的職務の遂行を求められる教授陣から見て、国内制度の構造やコースの実現規則は必ずしも明確ではない。

学者だけではない

したがって、提供された情報を確認するためのみならず、共同コース実現のために提案された解決策を実行できるようにするためにも、高等教育機関でこれらのプロセスを取り扱う事務管理スタッフを関与させることが重要である。

¹ JOIMAN——共同学位運用・管理ネットワーク、共同学習プログラムを管理する方法は？ JOIMAN ネットワークのガイドラインと優良事例 (JOIMAN - Joint Degree Management and Administration Network; How to Manage Joint Study Programmes? Guidelines and Good Practices from the JOIMAN Network) (2011 年) ——<https://www.joiman.eu>

実際に、共同プログラムの実現には機関におけるあらゆるレベルの関係者が関与する。重要な要素は以下のとおりである。

- (i) コース実現のために採用された情報と解決策の共有
- (ii) 機関のすべての構成要素がプログラム実現のために採用された義務を果たす必要があるという認識

国内制度と採用された解決策に関する情報は、関連国内当局とともに共有・確認される。この当局とは、エラスムス・ムンドゥス・プログラムの場合は、エラスムス・ムンドゥス国別代表組織、その他の場合は ENIC/NARIC² ネットワーク・センターである。

この提案の狙いは、共同コースを編成する機関の間における相互信頼原則に逆らうことなく、これら機関のコンソーシアムが共有する情報について、国内レベルで確認手続きをすることで、パートナー間の相互信頼を強化することである。

2.1.2 標準修業年限が異なる場合にどのように折り合うか：参照すべき事項

ボローニャ・プロセスの 3 サイクル（学士・修士・博士）の区分に従って、各国における高等教育制度に基づく機関の標準修業年限に目を向けてみる。これらの機関は自らが編成するコースについて以下の方法を提案している。

どの種類のサイクルを利用するか

- (A) 3 年制の第 1 サイクル（学士課程レベル）と 2 年制の第 2 サイクル（修士課程レベル）
- (B) 3 年制の第 1 サイクル（学士課程レベル）と 1 年制の第 2 サイクル（修士課程レベル）
- (C) 4 年制の第 1 サイクル（学士課程レベル）と 2 年制の第 2 サイクル（修士課程レベル）
- (D) 4 年制の第 1 サイクル（学士課程レベル）と 1 年制の第 2 サイクル（修士課程レベル）
- (E) 5 年制または 6 年制の単一サイクル

これらの制度間で、どのように第 2 サイクル（修士）共同コースを編成するか？

機関 A と機関 B または機関 B と機関 D の間でコースを編成する場合は、それほど多くの問題は報告されていない。実際に、第 2 サイクル・コースの期間が同じであるため、共同コースはこの条件に適合している。問題になる可能性がある唯一の点は、コースの入学要件となる学位であり、これは 4 年制学位ではなく第 1 レベルの学位でなければならない。

次に、機関 A と機関 D の第 2 サイクル（修士）共同コースに話を進める。

事例 1：2 年プログラム

この場合、機関 D の学位の保有者はさらなる努力が求められる：4 年制の第 1 サイクル学位（機関 D）を保有する学生は、同じ学位を取得するために、3 年制の第 1 サイクル学位（機関 A）を保有する学生より 1 年長く学習することを求められる。

² エラスムス・ムンドゥス国別組織と ENIC/NARIC センターのリストについては付録 1 参照

事例 2：1 年プログラム — 機関 A と機関 D の共同修士コース

1 年の共同コースの場合、学習期間が 2 年の機関 A から学位を取得するのに、1 年間のコースで履修する必要がある。これを可能にするには、機関 A の学生については第 2 サイクルにおける 1 年間の学習終了後に共同コースへの入学を認め、機関 D の学生についてはコースの 4 年目を機関 A の学位 1 年目として認定すればよい。

事例 1 および 2 には共通要因がある。つまり、これらの二つの機関の学部生だけを対象とする第 2 サイクル共同プログラムの編成に関連していることである。

すべての学生を受け入れ、両機関の第 1 サイクル・コースから独立している共同プログラムを編成するには、どうすればよいのか？

この場合、すべての学生を受け入れる独自のコースの入学要件（4 年制学位の保有など）を独自に設定する必要がある。そうすれば、機関 D と同様の他の制度から学生を引きつけることができるが、コースに入れない機関 A の学生にとっては不利であろう。

自国学生または留学生

この事例を解決するために、程度の差はあるが独自発想的な解決策がほかにもあるとしても、あらかじめ対象となる学生を確認しておくことの重要性を認識しておくことが不可欠である。重要なのは、当該コースが「自国」学生またはパートナー機関の学生を対象としているのか、それとも（エラスムス・ムンドゥスの場合のように）他の制度の「留学」生を対象としているのか決めておくことである。

しかしながら、高等教育制度によって同じサイクルでも学習期間と学習量が異なる場合、学生の既修得の学習期間の認定手続きが重要になってくる。

この点は、一般に建築や工学、医学、薬学、獣医学といった分野に関する単一のコース（5 年制または 6 年制）の場合にも同様である。

現在、一部の機関（特に工学部門）は、国内のプログラムの受講生に関して、共同プログラムを受講する学生（および、より多くの国内資格を取得する学生）に一層の努力を要求する必要があると考えている。ここで、共同プログラムの受講生に国内の通常プログラムの受講生よりも多大な努力をすでに要求しているか、あるいは要求すべきであることを考慮に入れ、どの程度追加の学習量を義務づけるかに焦点を当てる必要がある³。この場合も、どの種類の制度を組み合わせるものなのか考慮しつつ、学習量の増加に対応するために必要な技能と熱意のある最も優秀な学生の選定に、焦点を当てる必要があることは明白である。

³ 下記を参照：ヨーロッパ関連の共同学位と二重学位 (Joint and Double Degrees in Europe and With Europe) — Prof. Giancarlo Spinelli; Politecnico di Milano (イタリア)

2.2 高等教育機関とさまざまな資格

1.3.2 で、すでに見てきたように、各種国内制度の中にさまざまな類型の高等教育機関がある。

これらすべての機関はその制度の中で「公的な」資格を発行できるが、これらの資格は「異なる」性質を有することがある。

パートナー機関の地位

共同プログラムのパートナー機関の地位・位置づけを知っておき、特に共同学位のプログラムを編成する場合に、発行される最終資格の「価値」と学術権・職業権に関して、できるだけ明瞭性・透明性を確保することが重要である。

ある機関の認定の受諾や公的性・非公的性を示すだけでは、共同プログラムを実現し、発行される最終資格の将来的認証を確信するには不十分である。

1.3.2 ですでに触れたように、最終資格が学位認証に関する国内規則・手続きによって提供されるという国内制度に拠って提示された事例についての解決点を認識するという、国内制度に関連する具体例を提供するためのリストが報告されている。

2.2.1 二元制度による高等教育機関のさまざまな形態

いわゆる二元制度では、実施される教育の性質（学術、職業、研究）に応じて、さまざまな種類の機関がある。

二つの例をあげる。

例 1

例 1：オランダ

この国の制度においては 2 種類の高等教育機関がある。

職業的性質を有する高等職業教育機関（HBO）と、学術的性質を有する研究大学（WO）である。これらの機関が発行する資格に関する用語にも違いがあるが、すべて公的な資格であり、WO は文学士号・理学士号（第 1 サイクル）と文学修士号・理学修士号（第 2 サイクル）を発行し、HBO は学士号（第 1 サイクル）と修士号（第 2 サイクル）を発行する。PhD プログラムへの入学を認められるには、HBO の資格保有者にはブリッジ・プログラムや追加の条件が要求されることがあるが、これは WO の資格保有者には要求されない。

国内制度 A に属する HBO に似た機関と、異なる国内制度 B に属する WO に似た別の機関との共同プログラムを考えてみよう。

両機関が第2サイクル共同学位（修士レベル：A+B）を発行する場合、この学位によって第3の国内制度（C）でPhDへの入学を認められるだろうか。さらに、制度Bで第3サイクルへの入学を可能にする資格は、国内制度がそれを認めていない制度Aでも通用するだろうか。

このような特徴を有する共同プログラムを編成するには（学生は学術的技能と職業的技能の両方の習得によって専門分野に取り組めるため、これは学生に付加価値を与える可能性がある）、資格の異なる性質を十分明確にするとともに、それが異なる制度でどれだけ機能できるかを認識しておく必要がある。さらに、コースの目的と対象とする学生の種類についてよく考えておくことが重要である。

例2

例2：フランス

二つの異なる機関が同等の性質の資格を発行する二元制度の例がある。例えばフランスでは、大学とグランドゼコールは異なる目的を掲げ、管轄当局が異なり、プログラムも同じではない。グランドゼコールは、classes préparatoires（予科または準備学級）と呼ばれる2年制のコースに続いて単一の最終的な修了証書取得のための3年制コース（合計5年）を提供し、中間的学位は発行されない。これに対して大学はボローニャ・プロセスに従って構成され、3年+2年制度と博士課程（いわゆるLMD制度）である。

国内制度Aに属するグランドゼコールに似た機関と、異なる国内制度Bに属する大学に似た別の機関との第2サイクル（修士）の共同コースを考えてみよう。

例1と違って、制度Aと制度Bとの共同学位によってPhDプログラムへの入学が認められるが、第2サイクル共同コースの編成はコースの構造に関して他の問題をもたらす場合がある。

グランドゼコールに似た制度Aでは教育が2+3制度に基づいて編成され、中間的資格はなく、3+2制度に基づく大学に似た制度Bでは、第1サイクルと第2サイクルとの間で二つの資格が明確に区別されている。さらに制度Bでは、第2サイクルに入るために第1サイクルによる正規の資格が求められる。

制度Aの学生（学習量は同じだが3年間のコース修了後に正規資格を取得できない）は、どうやって制度B（第2サイクルに入るには第1サイクルの正規資格が必要）によって編成される修士レベルの共同コースに入ることができるだろうか？

このような特徴を有する共同コースの実現を可能にするために、教育機関はさまざまな解決策を採用することができる。しかし、異なる制度のコースに入るための学内規則や、特定の機関または専門分野に関連のあるコースの構造すべてを常に確認することによって、これらの要素を最初から検討しなければならないことが重要である（合計5〜6年の単一サイクルの場合と同様）。

2.2.2 正規資格を発行する「非正規」機関

認可・適格認定（ア krediteーション）を受けたプログラムの編成や正規の学位を発行することができる民間・非認定機関制度が数多く存在する。これらの機関は通常さまざまな種類のコースを編成しているため、どのプログラムが適格認定を受けていて、どのプログラムが受けていないかの確認に注意を払うべきである。

下記のとおり、二つ例をあげる。

例 1

例 1：イタリア

正規資格を発行する正規機関以外に、特定の正規学位を発行する権利を有する数種類の私立機関がある。例えば、第 1 サイクルで正規学位を発行できる通訳者養成高等学校（*Scuole superiori per mediatori linguistici*）や、第 3 サイクルで正規学位を発行する精神療法専門機関・学校（*Istituti specializzati in psicoterapia*）である。また、美術・デザイン教育分野にも、特定の法令の承認によって一定の正規第 1 サイクル学位を発行する特別な許可を得た機関が数少ないが存在する。そのような機関は限られた種類のイタリア正規資格を合法的に発行できるが、明白な許可を得ていない残りの資格には法的価値がないため、正規的なものではない。他の非認定資格は私立機関の名において発行されている。

もちろん、上記の例と同様の機関との共同プログラムの編成は可能である。しかしながら、コース認可（適格認定）と共同学位に対応する最終学位の妥当性を常に確認する必要があるだろう。

例 2

例 2：英国

英国には“登録機関”（*Listed Bodies*）という地位を有する機関がある。これら“登録機関”は、“認可された機関”（*Recognized Bodies*）が授与する学位を取得できるコースを提供している。したがって、学位を発行するのは“登録機関”ではなく、“認可された機関”自体である。“登録機関”の名において資格を発行しても、その資格にはまったく価値がないため、非正規資格と考えるべきである。そのほか、“認可された機関”が認めた英国外の機関による資格が、当該運営国の制度下においても認められている場合がある。これらすべての場合において、いわゆる多国籍（国境を越えた）教育機関の学位の認証が、そのコースを編成している機関が属する制度で、こういった規則に基づいて実施されているか、いつも確認する必要がある。これらの規則が、最終学位を、英国における‘認可された機関が認めた資格’として認証するのに役立つとは限らない。

共同コースの編成に関与する登録機関が英国外にある場合は、その機関が英国の大学の資格を合法的に発行していても、当該機関が活動する国におけるその地位と認可・適格認定の状況を確認する必要があるだろう。この認可や適格認定の仕組みが常に存在するわけでもなく、またその機関自体が所在国の国内規則に従って認可を取得しているとは限らない。

2.2.3 非正規資格を発行する「正規」機関

前述した事例と違って、当該国の高等教育制度に属しておらず、したがって当該機関の名においてのみ発行される資格を発行する正規・認定機関制度が数多く存在する。これらの機関は、認可・適格認定（アクレディテーション）を受けたプログラムを編成したり、正規学位を発行したりすることができる。そのような機関は通常さまざまな種類のコースを編成しているため、どのコースが認可・適格認定を取得しており、どのコースが取得していないかの確認に注意を払うべきである。

下記のとおり、二つ例をあげる。

例 1

例 1：スペイン

この制度では、ボローニャ・プロセスの第 2 サイクルに対応する *Máster universitario as título oficial*（正規の修士学位）（2008 年から発行）と、ある機関が独自に発行する非正規資格の *Máster as título propio*（独自の修士学位）がある。これらの資格はスペインの民間機関だけでなく認可された大学も提供している。後者は、正規資格ではないが民間労働市場では有効である。

例 2

例 2：ブラジル

この制度には、*pos-graduação*（修士）レベルの教育コースに位置付けられる 2 種類の第 2 サイクル・プログラムがあり、それは *lato sensu* プログラムおよび *stricto sensu* プログラムと定義されている。前者は、*Coordenação de Aperfeiçoamento de Pessoal de Nível Superior*（CAPES）（ブラジル教育省・高等教育人材育成事業庁）の国家的な認可（アクレディテーション）を必要としない。職業的性質を有するため、国レベルの認可プログラムではない。後者には *Mestrado*（修士号）コースと *Doutorado*（博士号）コースの両方が含まれ、ボローニャ・プロセスによるサイクルの区分に従って、それぞれ第 2 サイクル、第 3 サイクルの教育コースに対応している。

国内制度に公式に属さない資格を発行する正規機関との共同コースの場合は、最終学位の性質を確認し、特に学生に対する透明性を確保するために、学術権・職業権という性質の異なる資格に対する共同学位を常に対応させる必要がある。

2.2.4 認可されていると主張する非正規機関：ディプロマ・ミル現象

いわゆるディプロマ・ミルまたはディグリー・ミルは、国内高等教育制度による認可を受けずに活動する独立機関である。定額料金の支払いにより、いかなる種類の試験にも合格することなく、または系統的な学術経路を経ることなく、短期間（7 日～数カ月）で不法に学位を授与する。

現行の用語は、学位と機関の両方を「非認可 (non-recognized)」、「認可不能 (non-recognisable)」、「非 (適格) 認定 (non-accredited)」、「偽物 (fake)」または「偽造 (bogus)」と呼んでいる。

この分野で活動する機関は多種多様である。ある機関は実際に偽物であり、正規の修了証書や学位記をコピーまたは偽造する機関や、いかなる教育制度でも公認されていない教育活動を実施して学位を授与する「非認可」機関もある。

いくつか例外はあるものの、各国は、適格認定を付与するために満たすべきすべての要件を列挙することにより、高等教育機関とそれらが発行する学位の両方の適格認定に関する独自の指針を作成している。

「非 (適格) 認定」機関が授与する学位・資格は、他のいかなる国でも認証を受けることができない。とは言え、政府に認可されていない機関すべてが偽造というわけではない。実のところ、国内高等教育制度の枠内における「非認可」機関や偽機関の役割を理解するには、いくつかの要因を検討する必要がある。

まず、多くの国々では、教育サービスを運営する民間機関の設立が可能であり、そのサービスは優れた水準に達していることさえある。第二に、世界の高等教育制度は均質ではない。そして最後に、教育機関の法的認可と教育機関の適格認定 (アクレディテーション) に関する指針は、異なる法体系に基づいていることが挙げられる。

活動している偽機関の大多数が国内高等教育制度に属していると詐称しており、それらの機関が発行する学位には法的価値がない。もしくは、それらの偽機関は特定の法律ではなく、政府が認定する民間の機関によって適格認定 (アクレディテーション) を受けている。

最後に、アクレディテーション・ミルにも触れておく価値がある。これは、適格認定 (アクレディテーション) する権利を持たずに高等教育機関に適格認定を与え、ある種の法的認定を付与する機関である。このような機関から受けた適格認定による学位はまったく有効ではないが、学生を引きつける一種の策略としてディプロマ・ミルに利用されている。

いくつかの例を見てみる。

ディプロマ・ミル

ベルフォード大学、米テキサス州 (<http://www.belforduniversity.org>)

この機関はテキサス州を拠点に活動し、職業経験のみに基づく学位を授与すると主張している。「学生」は、アメリカや英国にいるオペレーターを通して、電話やオンラインで学位注文手続きをすべて行うことができる。BA や MA、PhD などトレーニング・パッケージ式の購入を希望する顧客のための制度もある。ベルフォード大学は、米国の正規のアクレディテーション団体のいずれからも適格認定を受けていない。自ら加入していると主張している、世界オンライン教育アクレディテーション評議会 (UCOEA) と国際オンライン大学アクレディテーション機関 (IAAOU) の 2 機関とも、米国の正規のアクレディテーション

ン団体として認定を受けているものではなく、アクレディテーション・ミルである。ベルフォードのモットーは「勉強不要・入学不要・出席不要」である。

Ecole Supérieure Robert de Sorbon、フランス (<http://www.sorbon.fr>)

Université Francophone Robert de Sorbon と呼ばれるこの機関は、フランスで活動し、アメリカの機関と提携して正規資格を発行すると主張している。お気づきのように、この名称はパリの有名大学ソルボンヌ大学とよく似ている。ウェブサイトによれば、AACRAO（米国大学教務部長・入学審査部長協会）の認定に基づき合法的に学位を発行できるとのことだが、この名称の機関や AACRAO 登録関係団体としても見つからない。

Freie und Private Universität Herisau、スイス (<http://www.unihe.ch>)

この機関は特にマスコミの利用により、イタリアでも長年にわたって活動している。実際に 80 年代、90 年代には新聞数紙にたびたび広告が掲載され、教授言語に関する問題もなく、仕事を辞める必要もなく、誰でも「卒業」できると謳われていた。現在、この機関はウェブサイトを中心に活動しており、「ハイレベルの職業的・科学的経験を積めば名声のある学位を取得可能」、「各人の資質や職業経験に合わせた教育プログラムと成績評価基準」と主張している。

さまざまな制度で活動するこのような機関のほとんどは、共同プログラム実現に向けた契約や、ただ「広告メッセージ」で正規機関の名前や評判を利用するための一般契約を締結するために、適格認定（アクレディテーション）を受けている公認パートナーを探している。

このため、機関の性質に最大限に注意を払い、機関の認可・適格認定（アクレディテーション）に関する情報の提供を担当する国家機関（省庁、ENIC/NARIC センターなど）に問い合わせて、大学の性質を常に確認することを勧める⁴。

2.2.5 ある制度で活動しているが別の制度に属する機関：国境を越える高等教育 (TNE)

このような TNE の設立は 90 年代に具体化した複雑な現象で、国内外の高等教育評価者の注意を引いている。

⁴ アメリカのディプロマ・ミルデータベース：
メイン州——<http://www.maine.gov/education/highered/Non-Accredited/alphalist.htm>、
ミシガン州——http://www.michigan.gov/documents/Non-accreditedSchools_78090_7.pdf、
オレゴン州——<http://www.osac.state.or.us/oda/unaccredited.aspx>

TNE 機関とは何か

「国境を越えた教育提供におけるグッド・プラクティス規約」(ユネスコ/欧州評議会)⁵によると、TNE には「学習者の所在国と資格授与機関の所在国が異なる、すべての種類の高等教育学習プログラム、一連の教育コースまたは教育サービス（遠隔学習を含む）が含まれる。そのようなプログラムは、当該機関が活動する国と異なる国内教育制度に属するか、国内教育制度から独立して機能することがある」という形態を含むことがあるとされている。

対象者や当該機関が活動する国、参照される国の制度によって、さまざまな種類の TNE 機関がある。

次のとおり、いくつか例をあげる。

ブランチキャンパス

X 国の機関 A は Y 国にブランチキャンパス (A1) を開き、X、Y 両国だけでなく Z 国（第三国）の学生にもプログラムや学位を提供している。本国 X における機関 A（およびそのプログラムや学位）の認可または適格認定（アクレディテーション）は、同じ当局 X によって機関 A のプログラムや学位とともにブランチキャンパス (A1) にも拡張される場合がある。問題となるのは、受入国 Y または教育の提供を受ける第三国 Z における評価で、X 国の機関 A（本部キャンパス）と関連学位が通常 Y、Z 両国で認定・認証されていても、ブランチキャンパス A1 とその学位は認定・認証されないことが多い。

フランチャイズ機関／プログラム

ある国の機関 A は Y 国の機関 B（フランチャイズ機関／組織代表）に対し、X 国、Y 国または Z 国の学生に機関 A のプログラムや学位を提供する権利を付与している。多くの場合、機関 B はコースの一部のみを提供し、機関 A は機関 B の実施する専門コースが事前に合意した基準に対応していることを条件として、機関 A 側で最終資格を発行するために単位互換の形で学位授与の権利を付与することがある。ほかの事例では、機関 A が機関 B に教育コース一式の実施を許可し、その結果対応する最終学位を発行することもある。その場合、特定のフランチャイズ契約に定める条件に基づいて、常に機関 A が学位発行を確認することになる。受入国 Y による評価に関しては、機関 A が（X 国で発行される）その学位とともに認定・認証されていても、機関 B は Y 国で認定・認証されていない場合が多い。

国際機関

いわゆる国際（または欧州）レベルのプログラムや学位を提供する機関がある。この機関は特定の国の教育制度に属していない。これらの機関は多くの場合、いくつかの国々にブランチキャンパスがある。別の種類の国際機関——いくつかの国々に支部があり、さまざ

⁵ http://www.coe.int/t/dg4/highereducation/recognition/Code%20of%20good%20practice_EN.asp

まな方法で国際組織（超国家的組織または特定国に起源を有する組織）と提携——は、もっぱら発展途上国の学生や専門家を対象とするコースを編成する機関である。

「国際」機関

このカテゴリーに属する国際機関は各国間の協定によって設立されたもので、欧州大学院⁶や国連大学⁷などがある。これらの機関は正式に各国における個々の制度に属していても、ほとんどの国々によって公認されている。

したがって、エラスムス・ムンドゥスのような構造的プログラムへの参加にあたっては、「ある国の公認機関」であることが要件となるが、いくつかの質の高い「超国家的」機関を含む国際機関（それほど広範囲に見られるわけではないものの）を考慮していない。

TNE 機関との共同コースの場合は、その TNE 機関が別の制度によって認可（認定）されていても、当該機関が活動する国でも認可・ア krediteーションの状況を確認することを常に勧める。この確認が必要な理由としては、一般に質保証機関などの団体が、本国からコースや教育内容の質の確認を行うことは難しいことに起因する。

2.3 同レベルだが性質の異なる資格

今回は、資格を発行する機関ではなく資格の性質に焦点を合わせてみる。

1.3.5 で触れたように、異なる資格が同じレベルに対応していることがある。

国内高等教育制度である「資格枠組み」を理解するために必要な手段を利用して、二つの例を見てみよう。

例 1

例 1：イタリア

イタリアに関しては、ボローニャ・プロセスに関連する全国資格枠組み（QTI——Quadro dei titoli italiani）⁸ がある：この枠組みにおいて、第 2 サイクル・コースに Laurea Magistrale の学位と Master universitario di primo livello の学位があり、いずれも大学が発行するイタリアの正規資格である。

この 2 種類の学位は同じレベルに対応しているが、同等なのだろうか？

これらの正規学位はどちらも第 2 サイクルに属するが、特徴と目的が異なる。実際、Laurea Magistrale は 2 年制学位コース（120 ECTS 単位）で、第 3 サイクル・コース（例えば PhD）に入ることができるが、Master universitario di primo livello は、イタリアの正規学位であって

⁶ <http://www.eui.eu>

⁷ <http://unu.edu>

⁸ <http://www.quadrodeititoli.it>

も、修業年限が最低1年（最低60 ECTS 単位）で、PhD や第3 サイクル・プログラムへの入学は認められない。この種のコースは、国内レベルで設定された一般的要件に属せず、それぞれの大学の自主責任に基づいて提供されるからである。実際に、これらのコースは *Laurea Magistrale* のコースよりも職業的性質が色濃く、その目的は卒業生に、特定分野の先端科学知識や、職業機会改善のための継続職業教育・訓練を提供することである。

例 2

例 2：英国

イングランド、ウェールズおよび北アイルランドの高等教育資格レベルの概略を検討してみよう⁹。ボローニャ・プロセスの第2 サイクルに対応するレベル7には、修士、総合修士、大学院ディプロマ、教育学の大学院サーティフィケート、大学院サーティフィケートなど、さまざまな資格がある。

これらすべての資格は同じ性質を有するのか、また、常に次のレベルに進めるのだろうか。この場合も、これらの資格は目的が異なるため、大学院ディプロマに対する評価は修士の評価とは異なる。この場合も、レベルを示すだけでは、国内資格とその学術権・職業権の具体的要素すべてを提供することにはならない。

共同プログラムの修了後に発行される共同学位が二つの国内資格、すなわち *Laurea Magistrale*（第3 サイクルへのアクセスを与える第2 サイクル学位）と大学院ディプロマ（第3 サイクルへのアクセスを与えない第2 サイクル資格）と同等であり、逆もまた同様（*Master universitario* と修士）であると考えてみる。

第3 の国内制度において評価する場合、どの学位があれば第3 サイクル・プログラム進学などの目的を果たせると認める必要があるだろうか？

レベルの矛盾

この例は、共同プログラムの「正規第2 サイクル学位」の一般的な表示が、資格認定評価者とコース受講生の両方にとって、いかに紛らわしい場合があるかを理解するために有用である。

2.4 優れた実用的手段：資格枠組み

資格枠組み（QF）は国内制度や（一般に）相互に異なる制度に関連する資格の全部または一部（部門別資格枠組み）の説明に役立つ手段である。さらに、教育制度の全体的構造を理解する上でも有用である。

QF が利用する記述法は、さまざまなレベルによる資格の分類に基づいており、「学習成果」の記述（ディスクリプター）に従って区別されている。学習成果の記述は、特定レベルの資格の保有者が学位や職業証明の発行によって獲得する技能、知識および能力の観点による成果を表す。

⁹ http://www.ecctis.co.uk/europass/documents/ds_chart.pdf

126 種類の QF

グローバルな状況において、126 カ国が教育制度の中で独自の QF¹⁰を採用しようとしているか、すでに採用している。教育制度改革プロセスと資格認定関連問題は以下の事項に影響を与えており、その影響はますます大きくなっている。

- 国際的状況および多くの地域改革プロセス
- ヨーロッパ、英連邦諸国、アジア諸国、カリブ海地域など、グローバルなマクロ地域とされる地域は、多くの域内国内制度および域外諸国に確実に影響を及ぼしている。

付録 2 で、いくつかの全国資格枠組みについて報告する。さまざまな国内制度を理解するうえで役立つ手段になるだろう。

したがって資格枠組みを取りあげる際には、さまざまな各国形態を考慮することが常に必要である。これらは異なる数のサイクル／レベルと、少なくとも二つの一般的な「欧州」パターンに基づいて構造化されている。すなわち、欧州資格枠組み（EQF）と欧州高等教育圏資格枠組み（QF-EHEA）である。

資格のサイクル／レベルを示すには、常に参照すべき枠組み（例えば、ボローニャ・プロセスの第 1 サイクル学位、レベル 6 EQF など）を示す必要がある。多数の全国資格枠組みが存在する中で、サイクル／レベルを示すだけでは紛らわしく、誤解を招くかもしれない。

2.4.1 欧州資格枠組み（EQF）

2002 年、EU 加盟国の生涯学習政策担当省庁が欧州委員会に対し、資格認証と、各国の学術・職業制度間における意見交換の促進に役立つ枠組みの創出を求めた。これはボローニャ・プロセスで策定された政策によっても推進されている。

EQF が取り組まなければならない課題は容易なものではない。制度の構造を維持すると同時に、単一の参照基準の枠組みとなる必要がある。さらに、EQF は既存のすべての資格を生涯学習（教育・職業訓練から高等教育、子どもの訓練から成人訓練まで）の視点に盛り込もうと考えているため、この枠組みは、基礎資格（小学校など）から上級資格（PhD など）に至る 8 段階の基準レベルに基づいて構造化されている。それぞれのレベルは一連の

¹⁰ アルバニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、パングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルガリア、カンボジア、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ホンコン、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、韓国、コソボ（国連安保理決議 1244 に基づく）、クウェート、キルギスタン、ラオス人民民主共和国、ラトビア、レバノン、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルジブ、マルタ、モリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、サモア、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、パハマ、コモロ、コンゴ民主共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ガンビア、東ティモール、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、パサアツ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、タンザニア連合共和国、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

学習成果の記述（ディスクリプター）によって決定され、これらの記述は、資格保有者が資格を取得した制度や方法（正規・非正規）とは無関係に獲得していなければならない知識、技能および能力に関して、当該レベルに属する資格の学習成果を示している。したがって EQF 基準レベルは、標準的プログラム／コースと資格の価値に基づく伝統的なアプローチから、学習成果に関連する制度へと軸足を移している。

EQF と QF-EHEA

EQF の最終 3 レベル（それぞれレベル 6、レベル 7 およびレベル 8）は現在、ボローニャ・プロセスによる欧州高等教育圏（EHEA）の QF の 3 サイクル（それぞれ第 1 サイクル（学士）、第 2 サイクル（修士）および第 3 サイクル（博士））と互換性がある。このため、そのようなサイクル／レベルに属する資格は、共通のディスクリプター（EQF の学習成果の記述とボローニャ・プロセスのダブリン・ディスクリプター）に基づいて互換性がある。

EQF には国内教育・訓練制度に取って代わろうという意図はなく、各国間の協力を容易にするうえで役立つ手段にすぎない点を認識することが重要である。実際、各国は EQF とは異なるいくつかのレベルに基づいて独自の国内資格枠組みを構築できるが、欧州枠組みに関連づける必要がある。

2.4.2 欧州高等教育圏資格枠組み（QF-EHEA）

ボローニャ・プロセスは 47 カ国¹¹ を対象とする欧州改革プロセスである。2010 年までに欧州高等教育圏（EHEA）の確立を目的とし、形成過程・学位の透明性と分かりやすさ、ヨーロッパの別の国で容易に学習を続けたり職を見つけたりする機会、欧州高等教育に非欧州諸国の関心を引きつける力の向上を目標に掲げた。主要な目標の一つは、このプロセスにかかわる国々の関係省庁によるベルリン・コミュニケ¹² に従って、国内学位枠組みを創出することである。参加国は、3 サイクルに細分された高等教育資格の全国的な枠組み、いわゆる全国資格枠組み（NQF）を練りあげるよう奨励されている。

この手段の目的は、それぞれの資格を学生の学習量、レベル、学習成果、技能およびプロフィールに関して記述し、さまざまな制度の資格の正確な分かりやすさや比較可能性を高めることである。上記すべてに加えて、この枠組みは、すべてのヨーロッパの学位を第三国に理解させ、欧州レベルで提供されているすべてのコースを要約するうえで役立つ。

¹¹ アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、パチカン市国、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モルダビア、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア共和国、旧ユーゴスラビア、トルコ、ウクライナ、イギリス

¹² 「欧州高等教育圏の確立に向けて」（「To create a European Higher Education Area」）——高等教育大臣会合、2003 年 9 月 19 日、ベルリン

また、ボローニャ・プロセスの資格枠組みは、さまざまなレベルで構造化されている。これらのレベルは「サイクル」と呼ばれ、ダブリン・ディスクリプターとして定義された、異なる学習成果の記述に基いて構造化されている。ダブリン・ディスクリプターは、欧州高等教育大臣会合（プラハ会合）（2001 年）後に、あるシンクタンクが、作成したものである¹³。これは実にさまざまな専門分野やプロファイルに適用できるため、一般的なものである。さらに、考えられるさまざまな国内高等教育制度構造を考慮に入れている。

したがってダブリン・ディスクリプターは、特定の学習サイクル修了後に学位を取得した学生が達成する伝統的な成果を一般的に明記したものである。これらは規定として意図されており、最低基準や最低要件を表すものではなく、また網羅的ではない。ダブリン・ディスクリプターの目的は学位の性質を全体として確認することである。規律としての性質はなく、一部の学術分野や職業分野だけに限定されるものではない。

ボローニャ・プロセスに従って、すべての国々で次の 3 サイクルに基づいて高等教育コースを体系化しなければならない。

ボローニャ・サイクル

- 第 1 サイクル（学士）：180～240 ECTS 単位
- 第 2 サイクル（修士）：60～120 ECTS 単位
- 単位の形で表示する必要のない第 3 サイクルの博士課程（ほとんどの国々で 3 年制）。この課程に志願するには、300 ECTS 単位（約 5 年の教育コース）を取得しておく必要がある。

一般には、それぞれのサイクルに対応する学位は、さまざまな加盟国の規則に従って、次のサイクルへの進学を保証する。一つのサイクルにはさまざまな種類のコースを含めることができる。それらのコースは必要な学習期間や目的が異なり、より学術的あるいは職業的な分野にも分かれている。

理解を容易にするため、QF-EHEA はもっぱら三つの学習サイクルに基づく高等教育分野に関連する資格を取り扱っているため、EQF とは異なる。すなわち、すべての資格が通常、大学の課程に関連している。

そのうえ、そのような枠組みは「単位」の概念に基づいている。これは資格取得のための学習時間で示すとともに、その「重み」をそれぞれの資格に要する時間で示す尺度である。ボローニャ・プロセスの QF が用いる単位制度は、ECTS（欧州単位互換制度）である。

¹³ 「欧州高等教育圏の確立に向けて」（“Towards the European Higher Education Area”）——高等教育大臣会合、2001 年 5 月 19 日、プラハ

第3章 入学者選抜段階

共同プログラムの学生選抜段階ではその手続きだけを行うわけではなく、これらの手続きの編成や、入学希望者にとって役に立つすべての情報の提供も含まれる。

我々のプロジェクトの目的に従って、この章では、資格認証の側面に関連する選抜段階の要素について論じる。共同プログラムへの参加を視野に入れた入学希望者が保有する資格に焦点を合わせる。

通常、コースの目的は入学希望者を引きつけることである。共同プログラムの場合、学生の出身国の高等教育制度は互いにまったく異なる場合があり、独自の国内規則に基づいた、参照となる当該国制度の書類（異なる言語で書かれた書類などを含む）が提供される。

柔軟に対応

入学希望者への書類要求や情報提供にあたっては、国家間の制度の相違と、国独自の規則に基づく多くの高等教育制度が存在することを考慮しなければならない。その規則は、共同コースのパートナー機関が利用するものとは異なる場合がある。したがって、柔軟に対応することが必要である。

「国際的」な性質を有する共同コースと異なる国内コースへの登録のために採用された標準手続きに従って、いくつかの書類だけを要求するという硬直的な方法では、他の制度から学生を引きつけることができないおそれがある。したがって、選抜にあたって柔軟な対応を勧める。

3.1 単一コースとしての共同選抜

共同評価手続き

共同コースの場合は、コースを編成するコンソーシアムの中で、何よりもまず以下の点を明確にしておくことが基本である。すなわち、入学希望者に対する評価（選抜）基準は、共同による評価手続きの策定によって確立されるということである。

すでに述べたように、入学希望者の資格評価にあたって考慮すべき規則はほかにもある。まず、コースを編成する機関の国内制度、さらに機関自体の内部規則である。

単一コースとして設置された共同コースについては、単一の選抜段階と当該コースの受講に関心を持つ学生に関する明確な規則を設定することが推奨され、それが適切な方法である。

共同コースを編成する機関の数に応じて選抜段階を増やすことは常に避けたほうがよい。各パートナーのパラメーターを満たさない評価基準や規則を利用することになるおそれがある。

3.1.1 正規資格を有さない学生の受入

二つの機関 A および B が編成する第 2 サイクル共同コース（修士共同コース）を考えてみよう。機関 A に選ばれた学生は第 2 の機関 B でもコースを受講しなければならない、両機関が最終学位を発行する場合だ。

A のコースへの入学には、正規の第 1 サイクル資格を提示しなくても一定数の単位（例えば 180 ECTS 単位）を取得していればよく、一方、機関 B は正規資格の保有者でないと受け入れないとしてみよう。

機関 A に学生を選ばせる場合、機関 B のコース登録に関して問題が生じる可能性がある。学生が機関 A によって共同コース参加者に選ばれていても、機関 B では国内規則に従って正規登録が認められない可能性がある。

さらに明確にするために、単一 5 年制コースがある機関 A と第 2 サイクルの 2 年制コースがある機関 B との間で、第 2 サイクル共同コースを編成する場合について考えてみる。3 年目の終わりに、機関 A の学生は——5 年制コースなので——正規資格を取得していないため、機関 B の入学基準（第 1 サイクル正規資格の所有）を満たさないだろう。

そのような問題を解決するために、高等教育機関はさまざまな解決策を採用しているが、強調しておくべき重要点は以下のとおりである。

共同入学基準

- (i) 学生の選抜に先立って、機関 A および B のコースへの入学基準を共有しておかなければならない。
- (ii) 常に両機関が関与した、共同選抜を行う必要があり、共同コースを編成するパートナーの一方だけに選抜を委任してはならない。

3.1.2 「既修得学習の認定」

既修得学習認定（Recognition of prior learning: RPL）は、世界で一部の高等教育機関が、学業単位を割り当てるために教室外で習得された学習の評価に利用するプロセスを表す。個人が大学レベルの学習を習得するものが含まれるが、これら一般的な方法には、企業訓練または軍事訓練、業務経験、市民活動、自主学習などがある。

ノンフォーマル・インフォーマルな学習を含む既修得学習認定の改善は、ボローニャ・プロセスで明示された目的であるため、多くの国々がそのような活動のためにさまざまな規則を採用している¹。

したがって一部の制度では、正規資格を所有していなくても、既修得学習認定手続きを通してコースに入ることができる。そのため、仮定の共同プログラムに参加する機関は、そのような手続きを利用して共同コースに学生を受け入れる可能性がある。例えば、成人教育を対象とするオープン・ユニバーシティが採用する標準的な手続きである。

RPL の標準的な手続きは、ある制度内では同じでも別の制度では異なる——あるいは禁止されている——ことがあるため、この場合も、共同プログラムのパートナー機関間の情報交換が非常に重要である点を強調したい。

3.1.3 「学位の一貫性」の概念

いくつかの高等機関制度は、第2サイクル・コースへの入学には第1サイクル資格が、第3サイクル・コースへの入学には第2サイクル資格が必要である、といった「一貫性がある」制度と定義することができる。

この規則はすべての制度に適用されるわけではなく、実際に——英国のように——PhD コースへの入学に第1レベル資格を受け入れたり、実施に受けた教育の水準の表示とは別にコース入学に十分な一定の学習年数を換算する機関もある。

一貫性のある制度に基づく機関（A）と一貫性のない制度に基づく第2の機関（B）が、第3サイクル共同コース（PhD）を編成する場合を想像してみよう。ある学生が4年制学士号でこのコースに志願する。共同コースの制度（X）では、学士号があれば PhD コースへの入学可能性が保証される可能性を含み、それ以外に要件はない。

この候補者は、機関（A）ではコースの入学要件を満たさないが、機関（B）および（X）の制度では PhD コースに入ることができる。

ある高等教育制度の特定コースへの入学に関する具体的な規則があり、前段階のレベルの学位を所有していなければコース登録を認められない場合（「一貫性のある」制度）は、すべてのコンソーシアム・パートナーが、学生の選抜においてそのような入学要件が満たされていることを認識しなければならない。

3.1.4 入学者選抜委員会の構成

共同による入学審査を行うために、共同プログラムを編成するパートナー機関すべての代表者で構成される「入学者選抜委員会」を設置し、学生を選抜する必要がある。

¹ <http://www.ehea.info/article-details.aspx?ArticleId=14>

選抜委員会

選抜委員会は、学術分野の代表（学者）と管理・運営分野の代表（管理・事務運営スタッフ）の両方で構成しなければならない。すでに述べたように（2.1.1）、入学希望者の選抜段階では、学生が提示する学位を学術・管理両面から審査するために両方の見識が必要である。

実際には、コースへの入学の場合は通常それぞれの高等教育機関で策定された手続きを繰り返す必要があるが、共同プログラムにおける入学者選抜の場合、共同規則・手続きと、当該コースを編成するコンソーシアムの各機関パートナーのニーズを考慮する必要がある。

入学希望者のために独自の包括的な情報源を示し、それぞれの機関が自主的に出願を受け付けるのを避けることによって、共同コースとしての統一した学生担当事務所ですべての出願書類を収集することを常に勧める。

共同コースの統一した学生担当事務所の設置は、入学希望者からの問い合わせに明確に回答するうえでも役立つ。

3.2 コースへの入学：必要な資格と書類

すでに述べたように、共同プログラムは複数機関が編成する単一コースである。

このため、入学希望者が入学のために保有していなければならない資格と、コース登録のために異なる機関が要求する書類を定めておく必要がある。その際、共同プログラムに参加する機関共通の単一の内部規則と、コースへの入学に関する各国における規則を考慮する。

まずは「正規」機関が発行する、高等教育制度上は「正規」の資格についてである。

3.2.1 必要な資格レベル

まず分析すべき事項は、編成している共同コースのレベル、したがって、学生がコースへの入学のために保有していなければならない資格のレベルに関係するものである。

第2サイクル共同コースについて考えてみよう。「第1サイクル」の資格という要求は、どの学位が受け入れられるかを入学希望者に理解させるのに十分だろうか？

残念ながら、そのような表示はさまざまな観点から正しくない。実際に、(i) 参照パラメーターが記載されていない。すなわち、ボローニャ・プロセスに従って第1サイクル資格を要求していること、またさらに、そのような参照を示すことによって、(ii) 外国制度からの学生がボローニャ区分を知らないことを考慮しなければ、「ヨーロッパ中心主義」の過ちを犯すことになるだろう。そして最後に (iii) 異なる性質の資格を受け付けることになるかもしれない。

必要な資格と、世界各国の入学希望者による当該要件の理解とに関するこのような問題を、完全に解決することは不可能である。

必要な資格の要素

しかし、このような問題点を可能な限り明確にするために、以下の資格の所有を入学要件の一つとして提案をすることができる。

- (A) 特定の最低修業年数——第 2 サイクル・コースの構造に応じて 3 年または 4 年などの修業年限数 (2.1.2)
- (B) 特定レベルの資格——ボローニャ・プロセスに加えて別の参照点（学士号、学部生、EQF レベル 6 など）を示すか、ボローニャ・レベルを利用する場合は、サイクルの区分の理解に役立つ手段を提供
- (C) 当該資格が発行された国で第 2 サイクル・コース（または修士レベル、EQF レベル 7 など）への入学を可能にする資格（相互主義）
- (D) 特定の性質を有する資格——編成するコースに応じた学術的または職業的な資格。したがって「学術的」コースの入学の場合は「学術的」資格を要求する。

これらすべての要素を示し、学生がどれが必要な入学資格であるかを理解できるようにする必要がある。実際に、学生が考慮に入れていない他の要素が一つあるだけで、入学希望者の判断を誤らせるおそれがある。

- すでに述べたように、上述 (B) しか示さなければ、異なる性質の資格（つまり、(D) に不適合）を入学要件として与えることになる可能性がある。
- 「学士号」など、ある一つの資格の名称しか示さないと仮定すると、制度によっては、そのような資格の取得に必要な期間はわずか 2 年（つまり、(A) に不適合）で、通常、第 2 サイクル・コースへの入学が認められないことを知っておかなければならない。
- (C) を考慮しなければ、元の制度において継続コースへの入学が認められない第 1 レベル資格、すなわち、コースへの入学に必要な学術要件を満たしていない第 1 レベル資格（つまり、(B) に適合）を入学要件として与えることになる可能性がある。

要約すれば、共同コースへの入学に必要な資格に関する情報を提供するために、以下の要素を示すべきである。

- (A) 最低修業年数
- (B) レベル／サイクルと参照基準
- (C) 参照となる外国制度における次段階のコースへの入学（進学）の可能性
- (D) 資格の性質

3.2.2 入学に必要な書類

入学希望者が提示しなければならない書類に関しては、柔軟に考え、パートナーと双方の国内の標準的な手続きを共有することが重要である。

加えて、それぞれの書類は特定のデータを証明または認証を受けていること、また、他の目的には役に立たない可能性もあることから、特定書類を要求する目的と書類の提出方法を常に認識しておかなければならない。

どの書類が入学希望者に要求されるかをあらかじめ明確にしておく必要がある。これらの書類は、共同プログラムを編成するすべてのコンソーシアムが共有しなければならない。

どのような書類が、どのような形式で要求されるのだろうか？

履歴書

(A) 履歴書：この書類は、出願者の学歴を推測する上で役立つ。また、入学希望者の能力の一般的な資質を表し、これまですべての職業・学術経験を確認する上でも役立つ。

履歴書に記載される情報は学生本人が記入する。したがって、特に履歴書が出願者の母国語と異なる言語（英語など）で書かれている場合、記入された情報が正しい言葉を使っていなかったり、機関や取得した資格に誤訳がある可能性がある。このため、そのような書類は学歴を証明する際に有効とはいえず、履修した経路に関する一般情報を提供するにすぎない。

身分証明書

(B) 身分証明書：出願者本人であるとの明示、そしてすべての書類の名前が同一であるかという追加的確認方法として、通常、パスポートまたは何らかの種類の容認可能な身分証明書の提示が必要である。時によっては、書類に示された名前と提示された学位に関連する名前が一致しないことがある。したがって、これらすべてのケースについて、出願者にさらに説明を求めることがある。

よくある例としては生年月日があげられる。いくつかの制度では、生年月日は参考書類や用途、現地の慣行によって異なる。この場合はコンソーシアムと協議する必要がある。

修了証書

(C) 修了証書の原本または公認された複写物：ここでは修了証書、すなわち、コースへの入学に必要な取得済みの資格を証明する公文書が必要である。通常、この書類は高等教育機関が直接発行する。

修了証書の「複写物」に関し、当該証書は公的に認められたものとして、授与機関の責任担当者が作成・署名し、その写しが「原本と同一」であることを証明するものが必要である。この場合でも、複写物は、原本に忠実であるという証拠となるにすぎず、元の修了証書が本物であるという証拠とは決してみなすことができない。

コースへの入学を満たす資格の取得以前に取得した資格も要求する必要があるだろうか？

少なくとも主要な資格に先立って取得した資格で、共同コースへの入学に有益であると思われるものは要求することを勧める。したがって、第 3 サイクル共同コースの場合は、出願者が以前に取得した第 1・第 2 サイクル資格を要求することを勧める。これは、それまでに取得した学歴をより深く理解し、さまざまなコースへの入学資格を確認するうえで役立つ。この場合も、各コンソーシアムを構成するそれぞれのパートナーにおける規則に従って一般的な共通の規則を設定しなければならない。

修了証書の原本、または原本と同一と証された複写物は、学位が特定の制度において正規または有効であることを保証するのだろうか？

答えは否である！

実際に、学位を発行した機関が高等教育制度に正規に属していること、学位が本国で認可・適格認定(アクレディテーション)を受けていることを確認する必要がある(2.2 および 2.3)。その学位がその人に有効に帰属しているかどうか確認する必要もある。

追記：いくつかの制度には国内における修了証書の標準テンプレートがあるが（ロシア、中国など）、授与機関によって書式が異なる制度もある（イタリア、アメリカなど）。したがって、評価対象資格の確認にあたっては、この点に注意すべきである。

適法性明示書

(D) 適法性明示書：一部の国々の法律によると、公文書は公的な認証を受けなければならない。このために生み出された手段、すなわち「ハーグ・アポステイーユ」を利用して、この認証を要求する必要がある²。

アポステイーユの存在は、書類の署名が公式的なものであり、学位を発行する機関の法定代理人によるものであることを示すが、その学位が学位授与が認定されている機関によって発行されたことを誰が保証してくれるのだろうか？

それは誰も保証してくれない。実際に多くのディプロマ・ミル(2.2.4)が、アポステイーユ付きで修了証書を発行している。たとえ、その修了証書(ディプロマ)が正規資格に対応しておらず、当該機関が高等教育制度に属していなくても、アポステイーユ付きの修了証書を発行している。したがってアポステイーユの場合も、常に学位授与機関の認定状況を確認する必要がある。

この場合も、コースを編成する機関は、書類が本物であることを確認するための現地手続きに関する情報を交換し、単一の共通手続きを取り決めなければならない。

² ハーグ・アポステイーユは、ハーグ条約加盟国間で、ある国の公文書を別の国で有効な書類として認定できるようにする。書類に当局の印を押してもらい、その真正性を証明する。

ディプロマ・サプリメントと成績証明書

(E) ディプロマ・サプリメント、成績証明書または科目リスト：新しいコースへの入学の場合は、当該コースへの入学に要する学位の一般的学習テーマに加えて、コースの中で設定された試験や科目のリストも知っておく必要がある。多くの場合、修了証書にはこの情報が記載されていない。

このため、他のそれぞれの有用な関連情報に加えて、コース内で討議した科目のリスト、成績評価基準、取得した単位を示す書類を要求する必要がある。通常、この書類は「成績証明書」と呼ばれ、最終修了証書に添付されている。

ディプロマ・サプリメントも、学位の評価に大いに役立つこのような情報を提供する書類である。唯一強調しておくべき点は、ディプロマ・サプリメントはボローニャ・プロセスの枠組みにおける書類であるため、すべての国々が発行しているわけではないことである。

したがってディプロマ・サプリメントが必要な場合は、それぞれの高等教育機関や国にそのような書類の発行に関する独自の規則があることを念頭に置いて、それに代わる書類（成績証明書や科目リストなど）の要求を想定しておくことが常に必要になる。そのため、この点に関して柔軟な姿勢を取る必要がある。

公認を受けた対訳文書

(F) 公認を受けた対訳文書：多くの場合、出願者は原語による書類の写しに加えて、最も重要な書類に対しては公認された翻訳物も提出しなければならない。公認を受けた対訳文書の定義は国によって異なる場合があるが、何よりも、その国の慣例に従って正式に確認された翻訳物である。

共同プログラムの場合、当該プログラムは、一つの言語だけに翻訳された書類を要求し、プログラムを編成する個々の機関が活動する国々の言語についての翻訳は要求しないことを決めることができる。

翻訳が原本に代わるものではない点を強調しておく必要がある。実際に、翻訳者が別の言語で資格を表現するための専門用語を知らないことが多いため、学位名の翻訳が間違っているかもしれない。

学位を評価するために、属する高等教育制度との関連で原語の名称を知っておくことが重要であろう（1.3.1）。翻訳は既知の言語で資格の主題（科目、単位、評点、日付、授与機関など）を分かりやすくするのに有効であるが、評価そのものの対象ではない。

選抜段階で入学希望者は以下の書類を要求される。

- (A) 履歴書
- (B) 身分証明書
- (C) 修了証書の原本または公認の複写物
- (D) 適法性明示書
- (E) ディプロマ・サプリメント、成績証明書または科目リスト
- (F) 公認を受けた対訳文書

「達成可能な」書類

パートナー機関の規則または当該機関の国の法律に応じて追加書類を要求することができるが、

- (i) 追加書類の類型は、入学者選抜の段階の開始前に各機関の間で定義しておかなければならない。
- (ii) これらの書類は入学希望者に関する条件の発表段階で、当該希望者に明白に要求しなければならない。
- (iii) 留学生から必要書類を入手できるようにしなければならない。時には、外国には存在しない書類を要求することもある。

3.3 入学希望者向け情報

共同プログラムにおける入学者選抜段階では、すでに論じたように、入学希望者にすべての情報を提供するとともに、学生の管理に関しても定義する必要がある。

本ハンドブックの目的に従って、すべての提供情報を明瞭・簡潔で分かりやすいものにしなければならないことを常に念頭に置いて、学生に関する特定の管理面について分析する。

3.3.1 有用な書類

入学希望者と共同プログラムを編成するパートナー機関との関係の管理にあたって、有用になりうる書類がいくつかある。

個人データ処理に関する同意書

最初にあげるべき書類は、もちろん個人情報入手の許可を与える、出願者が署名した「同意書」である。候補者から提供された情報を確認するには、個人データの処理について明示的な許可を得る必要がある。多くの制度では、この明示的な許可なしで学生の履歴に関する個人情報にアクセスできないことを考慮しなければならない。

さらに、そのような許可は、コースへの入学選抜における出願者に対する評価のために行われる可能性のある分類の公表にも役立つ。

学生同意書

学生との関係において有用な 2 番目の手段は、エラスムス・ムンドゥス・プログラムで示唆されている「学生同意書」である。

プログラム・ガイド³は学生同意書を以下のとおり定義している。

「コンソーシアムと共同〔修士〕コース登録学生が署名した同意書で、当該学生の共同コース参加に関連する学術・財政・管理方式および（該当する場合は）奨学金の授与・利用を明示するもの」

この書類で、両当事者は入学希望者の権利・義務と当該機関の履行義務を示す。コース修了時に発行される国内学位の名称を明示的に記入しており、もちろん機関にとって透明性確保のために役立つ手段である。機関にとっては、学生に対する透明性の義務を果たすことができ、学生にとっては、学生の権利が明確に確保される方策である。

教育・視聴覚・文化執行機関（EACEA）⁴ は、共同コースを管理するエラスムス・ムンドゥス・コンソーシアムが開発するすべての共同コースに役立つ学生同意書の例⁵を示している。

共同プログラム専用のウェブサイトまたはウェブページを開設し、以下の情報を掲載することが有効である。

共同プログラムウェブサイト

- (A) 設置科目
- (B) プログラム参加機関のリスト
- (C) コース修了時に発行される国内資格の名称
- (D) コースへの入学のための選抜手続きに関連するすべての情報
- (E) 説明・情報要求に対応する統一窓口

プログラム参加機関の各サイト内に新たにウェブページを設けることは勧められない。実際に、学生に提供された情報が見つからなくなり、「共同」の視点ではなく「各国」の視点で考えることにより、同じ質問に異なる回答を提供するおそれがある。

3.3.2 成績評価・単位制度に関する説明

履修制度は高等教育制度によって異なり、数値構造（数字の昇順・降順、パーセンテージ、文字など）に関してのみならず国内制度の文化的側面も異なることが頻繁にある。異なる制度または機関における評点換算に関連する問題がある。

³ http://eacea.ec.europa.eu/erasmus_mundus/programme/documents/2012/em_programmeguide_dec2011_en_new.pdf

⁴ <http://eacea.ec.europa.eu>

⁵ http://eacea.ec.europa.eu/erasmus_mundus/tools/good_practices_en.php

評点は資格によって大いに異なる意味を持つことがある。そのうえ、数値的な等価性がその背後にある文化的複雑性を反映せず、元の評点に対するあまりにも単純な「変換」になってしまうかもしれない。

一部の制度では機関内部に複数の成績評価に対する尺度があるため、同じ制度の資格でも同一には評価されない可能性があることを付言すれば、状況はさらに複雑になる。

海外で取得した評点を国内の評点に「変換」するために、異なる制度内部の公式的な評点換算尺度や国内レベルで調査された公式換算法があることは非常に稀である。

ある評点が共同コースへの入学要件となる場合について考えてみよう。自分がこの要件を満たすかどうかを出願者が理解するうえで、どのパラメーターが役に立つだろうか。

コースへの入学候補者がどの国から来るか分からないことを考えれば、すべての現行制度を表にまとめるという解決策は採用できない。ECTS による評価基準を利用できるだろうが、この場合も、私たちが検討していない制度があるだろう。

共同プログラムの中で単一の成績に対する換算制度を確立することに加え、コースへの入学のために提示された学位の成績を評価するための内部換算手続きを研究するのがよい。

利用される単位制度についても考えてみよう。ご存じのとおり、学習量（1.3.7）に関連する「単位」の概念はさまざまである。どの制度を利用すべきか。

この場合も、ECTS 単位は大いに有効であり、共同プログラムを編成するコンソーシアム全体が採用すべき制度になりうる。つまり、それぞれの機関が単一の参照基準の利用によって一定数の単位を付与し、コース受講生と最終資格を与える評価者が混乱しないようにするのである。

共同プログラムの中でコースが実施される機関ごとに、異なる単位制度を利用するという解決策を採用することはできない。最終的には資格は「一つの言語だけで話され」なければならないため、それは避けたほうがよい。

第4章 資格（学位）授与段階

資格（学位）の授与は、最終修了証書と関連する書類の発行に関する共同プログラム実施期間の最終段階である。この段階でも、学位を授与する前に検討しなければならないさまざまな要素がある（最終修了証書のフォーマットや授与手続きに関する問題など）。

最終修了証書を授与した時点で共同プログラム（および学生との関係）が終わるわけではない点を認識しておくことが重要である。学生は生涯にわたってその資格を保有するからである。

つまり、学生はさまざまな方法で（学習の継続や就職活動のために）この資格を利用し、さまざまな機関（大学や雇用者）に提示することがある。そのような手続きに際して、学生は追加資料の提供を求められることがあるだろう。つまり、最終修了証書を発行した機関は数年後もなお、証明書類を発行したり、当該学位に関する追加情報を提供したりしなければならない。

その上、他団体への資格の提示にあたっては、その資格を発行した機関の名称を使用する必要があるため、学生と資格（学位）の授与機関との関係はその後もずっと続いていく。

関係性保持への認識

したがって、共同プログラム実施期間におけるこの段階の要素を考えれば、授与機関と学生との間に永続的な関係が築かれることを常に忘れてはならない。ゆえに、関係性を認識しておく必要がある。

4.1 明快さの問題：自動的な認証手続きは存在しない

EU 諸国内部やボローニャ・プロセス参加国間には一種の自動資格認証がある、と一般に考えられている。この誤解が原因で、資格保有者や高等教育機関が学術資格に対する認証手続きに取り組まなければならない時に多くの問題が生じている。

EU 全域にわたる学位に対する自動認証はない

したがって、EU 全域にわたる自動的な学術資格認証はない。そのため、別の EU 加盟国で学位の認証を受けるには、国内手続きを経る必要がある。EU 各国政府は依然として自国の教育システムに引き続き責任を負い、外国で取得した学術資格を認証するかどうかも含めて、独自の規則を自由に適用することができる。

ボローニャ・プロセス内部にも、この国際的プロセスの参加国間の自動的な認証手続きはない。ボローニャ・プロセスへの参加は、欧州高等教育圏で強調される原則を支持するという、各国とその高等教育部門による任意の決定である。ボローニャ・プロセスの目的は

国の教育制度の調和ではなく、各国の制度を結びつける手段の提供である。その意図するところは、欧州高等教育圏が高等教育制度の間で透明性を改善し、各機関の間で学位・学術資格の認証、流動性および交流を促進する手段を実施する一方で、各国内の制度や大学の多様性を維持できるようにすることである。したがって、自動的な認証手続きはないが、認証を促進する手段はある。これはまったく別物である。

この前置きは、同時に正規国内資格を授与する異なる国々の機関が参加する共同プログラムの場合に（また、エラスムス・ムンドゥスのような EU プログラムの場合にも）重要である。資格は授与機関が所属するそれぞれの制度においてのみ有効である。他の国々については、国内規則に従い、認証を要求する目的に基づいて（程度の差はあるが複雑な）特定の認証手続きに従う必要がある。

誤った期待を生み出さない

コース修了時に発行される資格は、その資格を発行する機関が属する国内制度の中でのみ有効であるという事実について、入学希望者に共同コースに関する情報として提供することを勧める。そうしなければ、共同プログラムに関連する「欧州」あるいは「国際」という言葉は誤解される可能性があるため、誤った期待を生み出すおそれがある。

また、指示文書 2005/36/EC¹に従って確立された EU 職業認証手続きと、学術認証手続きとを混同してしまうおそれもある。この指示文書を通して、EU 諸国で規制された職業に就く特定のライセンスを認定する機会が得られるが、これは学位認証手続きとは別物である。いずれにせよ、職業認証手続きは、ある専門職業に就いて実務を遂行する資格を付与するために管理チェックを必要とするもので、この手続きは決して自動的なものではない。学術認証手続きと職業認証手続きの違いや指示文書 2005/36/EC の特殊性をより深く理解するために、この指示文書が EU 地域内における専門家の自由な移動の権利を取り扱うもので、域内市場・サービス総局²に管理されていることを忘れてはならない。したがって、この指示文書は教育・文化総局³が管理する学術的問題だけを取り扱っているわけではなく、両総局間に相互認証規則はない。

4.2 最終修了証書のフォーマット：記載すべき要素は何か

共同プログラムの修了後に資格を発行するために利用されるフォーマットは、もちろんこの段階の最も重要な要素の一つである。通常、修了証書に記載される要素は以下のとおり。

¹ 職業資格の認定に関する 2005 年 9 月 7 日付欧州議会および理事会指示文書 2005/36/EC : <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:255:0022:0142:en:PDF>

² http://ec.europa.eu/dgs/internal_market/index_en.htm

³ http://ec.europa.eu/dgs/education_culture/index_en.htm

修了証書の要素

- その国における学位の正式名称：すなわち、文学修士、Laurea Magistrale（イタリア語：修士）、Mestrado（ポルトガル語：修士）など
- コースや科目の名称：すなわち、化学、国際経営、工学など
- 授与機関の正式名称と印章／ロゴ：すなわち、大学、カレッジ、ポリテクニク（工科大学）など
- 資格保有者の氏名と個人情報：すなわち、学生登録番号、生年月日など
- 日付：すなわち、卒業日、発行日、学年など
- 機関／コースの認可・適格認定の状態、または資格発行権を付与する国内法に関する表示
- 法定代理人の署名またはその他の署名：すなわち、学長、学部長、理事長など
- 最終的な成績評点・得点と（該当する場合は）単位

国内フォーマットや高等教育制度内部に対応する法律に応じて、上記以外の書類もあるが、通常、これらの要素はすべての修了証書に盛り込まれている。

さらに、制度によっては法律で共同学位の発行が認められていない点を忘れないようにすることが重要である。明らかに、これらの場合には、おそらく共同による証明書を作成してこれを国内資格に添付することで、二重または複数の最終資格を発行することしかできないだろう。いずれにせよ、共同学位を発行できない理由は多くの場合、国内規制か、共同学位に関する教育機関の厳しいアプローチにある。実際のところ、共同資格の発行を絶対に否定している制度はとても少ない。時には、司法の不備や国内法の不明瞭さが、国際化的観点における革新・成長の可能性としてというよりは、口実となっていることがある。

共同修了証書を勧める理由

共同プログラムの修了後に、共同コースを編成した複数機関がさまざまな国内資格ではなく、ひとつの共同学位の発行を勧める理由は何か？

この質問に答えなければ、欧州委員会がエラスムス・ムンドゥス・プログラムの中で、二重学位または複数学位を発行するコースよりも共同学位を発行するコースを優先する理由を深く理解することは難しい。

共同プログラムの修了後に共同学位が発行される主な理由は、単一コースによる単一資格の付与という事実に関係がある。

この言葉はありふれているように思えるかもしれないが、単一コースに対応する複数学位
の発行に伴う諸々の影響を考えれば、より具体的になる。実際に、

- 保有者は、同一の公的な競争に参加、または分類リストによるコースにアクセスするために、さまざまな資格を提示することになる。また、資格の違い（実際には単一教育コースに基づくものののに）によって異なる点数を取ることがある。

- 資格認定評価者は、同じ期間に同じ日付で発行されたが、単一コース受講に関連する表示がないさまざまな資格の確認にあたって、疑念を抱くかもしれない。
- いくつかの制度（例えばイタリア）では、国内法で複数の教育コースへの同時登録が禁止されている。このような場合、外国学位との関連性を有するイタリアの学位は無効となるだろう（この規則は共同学位の場合には適用されない）。

お分かりのように、複数学位が単一コースに対応する旨を明記することが重要であるため、共同学位と二重・複数学位の両方において、共同編成の単一プログラムであることを常に言及することになるだろう。さもなければ、資格保有者と当該学位に対する資格評価者への透明性が確保されない。

したがって、二重学位または複数学位としての最終学位の発行は、発行されたさまざまな国内修了証書が共同学位に関連することも明記する必要があるとすれば、単一による共同学位を発行する場合でも、学位のフォーマットに関連する問題が減るわけではない。

4.2.1 共同修了証書のフォーマット

共同学位、すなわち共同コース修了生向けの単一の修了証書を発行するには、共同学位に対応する外国資格の性質とすべての要素を明確にするよう注意し、資格評価者がそれらの資格を正しく評価できるようにすることを頭に入れておくことが重要である：

1. 共同学位に対応するすべての国内資格の名称を記入することが常に重要である。「……国際修士号」や「……エラスムス・ムンドゥス修士号」のような一般的な名称で学位の種類を示すことができるが、資格の下に、当該学位の正式名称（すなわち文学修士、**Laurea Magistrale**、**Mestrado** など）で国内での表示を示す必要がある。「修士号」、「学士号」または「国際学位」といった一般的な名称だけを記入しても意味がなく、資格評価者にとって役に立たない。資格の名称以外に、発行された学位に関連する標準的な国内での表示も示すことを勧める。これは通常それぞれの機関の修了証書に記載される情報である。
2. 機関の正式名称を原語で示すだけでなく、関連する各国内の学位に対応する授与機関のロゴもすべて示すことを勧める。共同学位の編成には参加するが学位は授与しない他の機関がある場合は、ディプロマ・サプリメントや学位に添付される証明書など他の手段を利用してこれらの機関を示し、共同学位の妥当性・有用性に関して混乱を招かないようにすることができる。
3. 学位の下に、学位授与機関の法定代理人のすべての署名および関連する立場、または機関の中で通常最終学位の授与のために署名すべき者の署名を記載することを勧める。授与機関からすべての署名を得るのが（例えば数が多いために）困難な場合は、一つの共同署名だけを修了証書に付すことを選択できるが、この署名が機関パートナーを代表し

て付されたことを宣言する表示を必ず記入する（これは共同プログラムを設立するための機関間契約に記入しなければならない）。

- さらに、すべての国内学位に関する慣行に従って、学生の氏名（ならびに生年月日や学生登録番号など他のデータ）、最終的な評点、ECTS 単位の総数を示すことが重要であり、参照基準（例えば ECTS）、卒業日および年度も示さなければならない。

共同学位は国内学位よりも複雑であるため、最後の助言は、修了証書への説明、さらに詳しい情報提供のための添付証明書（ディプロマ・サプリメントや別の証明書など）を付すことである。

共同修了証書の例を以下に示す。

大学 1 のロゴ／印章

大学 2 のロゴ／印章

大学 3 のロゴ／印章

記録番号／学生登録番号

環境工学共同修士（Joint Master Degree in Environmental Engineering）

[共同プログラムの名称]

本証書は以下を証明する。

[学生の氏名]

出生地および生年月日：xxx

は、[コンソーシアムまたはネットワークの名称] で
xxxx（年）から xxxx（年）までに規定の共同教育コースを修了した。

その結果、この共同プログラムの参加大学を代表して、下記の学位が授与される。

環境工学修士号（Master Degree in Environmental Engineering）

[授与日]

[最終的な評点・単位]

大学名 1
法定代理人
(公印と署名)

大学名 2
法定代理人
(公印と署名)

大学名 3
法定代理人
(公印と署名)

共同修士号に対応する国内学位の正式名称：

国 1：大学名 1 と国内学位名 1（例：……Laurea Magistrale - DM 270/2004 など）

国 2：大学名 2 と国内学位名 2（例：……Máster Universitario - Real Decreto など）

国 3：大学名 3 と国内学位名 3（例：……Mestrado - Decreto-lei など）

本共同プログラムに関するさらに詳しい情報については、関連ディプロマ・サプリメントを参照のこと。

4.2.2 二重・複数学位による修了証書のフォーマット

二重学位または複数学位の場合は、複数の国内修了証書を——共同コースではなく各国のコースの受講生向けに行われるように——伝統的なフォーマットで発行するだけでは、不十分あるいは不適切である。というのも、これまでに見てきたように、この資格が単一に

よる共同プログラムの受講により取得されたことに国内学位の中で触れていなければ、学位の有用性とその後の評価に関して問題が生じる可能性があるからである。

したがって、複数の国内資格を発行する場合も、それらの資格に共同プログラムの名称を記入し、この国内資格がその教育コースで当該学生に発行された唯一の資格ではない旨を明記することが重要である。つまり、すでに触れたケースのようにディプロマ・サプリメントに言及したり、受講したコースが共同で編成されたものであることを明記する以下のような文言を記入したりすることができる。

二重修了証書に記入する表示

- 「XXX コースは、エラスムス・ムンドゥス・プログラムの枠内で XXX コンソーシアムによって共同で編成される」
- 「この修了証書は、XXX 共同プログラムに従って他の XXX 高等教育機関との協力により授与される」
- 「これは XXX 共同プログラムの枠内で授与される二重・複数学位である」

最終的な二重学位または複数学位を発行する場合は、ディプロマ・サプリメントまたは共同による証明書（非正規のものを含む）を 1 部だけ添付し、複数機関によって編成されたコースおよび取得されたさまざまな国内学位に関する情報を提供することが常に望ましい。つまり、共同学位を発行できなくても、少なくとも共同による証明書または共同ディプロマ・サプリメントは発行することが望ましい。

4.3 修了証書への添付書類：ディプロマ・サプリメントおよび共同サティフィケート

共同学位の例で見たように（二重または複数学位の場合はなおさら）、共同プログラムの中で発行された最終資格の正しい評価に役立つ要素を示す必要がある。多くの資格認証のための評価者が、発行された最終修了証書を主な評価基準にしており、その他すべての添付書類は二次的にしか考慮しないことを認識しておく必要がある。したがって最終修了証書の中で、コースに関連するすべての要素を示すことが重要である（4.2 を参照）。

4.3.1 共同ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントは、ボローニャ・プロセス参加国で利用される書類である。この国際的プロセスに参加していないすべての制度と外国機関が、この文書を知っていて、評価手続きにおいて利用しているとは限らない。これはさまざまな高等教育制度に取り組む上で基本となる点であり、資格要素（成績、単位、レベルなど）の記述にも関係がある。

二重学位または複数学位の形による複数の資格の場合は、共同プログラムすべての要素を要約する単一によるディプロマ・サプリメントを発行し、取得された国内資格、参加機関、最終資格の正しい評価に役立つすべての要素を示すことを勧める。

ここで、ディプロマ・サプリメントのさまざまなセクションを分析し、単一で共同による書類の発行に伴う難題を確認する必要がある。

1. 資格保有者識別情報：

このセクションで、扱いにくい可能性のある唯一の項目は「学生識別番号またはコード」(1.4) の表示である。コース参加機関に応じて異なる識別番号を用いる場合は、さまざまな高等教育機関の名前とともに、このすべての表示を記載する必要がある。

- 大学 1：学生識別番号 XXX
- 大学 2：学生識別番号 YYY
- 大学 3：学生識別番号 ZZZ

2. 資格識別情報：

これが最も重要な部分であることは間違いない。というのも、共同学位に対応するすべての国内資格や、二重学位または複数学位の場合に発行された国内学位が、ここに表示されるからである。リスボン資格認証条約委員会（2007 年 6 月）⁴で採択されたディプロマ・サプリメント注記の、2.1「付与された資格および（該当する場合は）称号の名称（原語で）」では以下のとおり記載されている。

資格の正式名称は原語で、元の資格と同じ呼称により示すこと（例えば *Kandidat nauk*、*Maitrise*、*Diplom* など）。資格の元の名称は、ディプロマ・サプリメントが発行される言語で用いられる文字体系または書記体系に書き直すことができる（例えば、英語で発行されるサプリメントをラテン文字に、ロシア語で発行されるサプリメントをキリル文字に）。当該授与が保有者に国内で認められる称号を与えるかどうか、この称号は何か（例えば博士号、技術者など）、そして（該当する場合は）具体的専門能力（「フランス語教師」など）を示すこと。その称号が法律で保護されているかどうかを示すこと。その資格が共同学位である場合は、その旨表示すべきである。

国内学位の正式名称

したがって 2.1 では、二重・複数学位と共同学位の両方で、共同プログラムに参加する授与機関が発行する資格のすべての正式名称を示す必要がある。

共同学位の名称（例：……国際共同修士号）

- 大学名 1：国内学位名 1（例：……*Laurea Magistrale*）
- 大学名 2：国内学位名 2（例：……*Máster Universitario*）
- 大学名 3：国内学位名 3（例：……*Mestrado*）

ディプロマ・サプリメント注記の 2.3「授与機関の名称および性質（原語で）」では、注記に記載される以下の指示を考慮することによって、それまでの資格に関連するすべての授与機関を示す必要がある。

⁴ http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/doc/ds/ds_en.pdf

資格授与機関の名称は原語で示すこと。二つ以上の機関が共同で学位を発行する場合は、共同学位を発行する各機関の名称を示し、該当する場合は、資格の大部分が取得された機関を表示すべきである。機関の性質は何よりも、その機関が質保証または適格認定のための手続きに合格したかどうかに関及し、この点を明記すべきである。これは機関のプロフィール記載にも関係する可能性がある。資格提供機関が多国籍または国際機関である場合は、この点を明記すべきである。（架空の）例として、この情報は以下の形式をとることができるだろう。

「[機関名] は私立の非大学機関であり、2003 年に [国名] で質保証機関 X による外部質保証を受け、良好な結果を収めている。」

高等教育機関の認可や適格認定の類型を示すか、各国が提供する正規認定機関リストの表示によって、この性質を確認するよう勧める（付録 3 を参照）。

そのほかにも共同プログラム参加機関であるが、いかなる資格も発行していない場合は、2.4「学習管理機関の名称および性質（原語で）」に記入することを勧める。この部分では、授与機関とプログラム参加機関を再び示すか、編成したコンソーシアムまたはネットワークの全メンバーを示すことができる。

コンソーシアムの構成：

- 大学 1（授与機関）
- 大学 2（授与機関）
- 大学 3（授与機関）
- 大学 4（参加機関）
- 大学 5（参加機関）

.....

3. 資格のレベルに関する情報：

3.1「資格のレベル」は、発行された学位のレベルの識別に役立つが、ボローニャ・プロセスや EQF など、単一基準パラメーターによって示す必要がある。例えば、「ボローニャ・プロセスの第 2 サイクル学位」、「レベル 7 EQF」などである。

国内資格枠組みによるレベルの表示を選ぶ場合は、発行される国内資格に関して参照とする国を指定する必要がある。

「入学要件」（3.3）に関しては、コンソーシアムが共同で設定した要件を示す必要がある。

4. 内容と成果に関する情報：

4.1「学習形態」に関しては、プログラム実施方法（例えば全日制、定時制、断続的／サンドイッチ課程、e ラーニング、遠隔、クラス分けなど）を示すとともに、それが共同プログラムであることも明記するとよい。

4.3「プログラム詳細」（例えば学習したモジュールまたはユニット）および取得した個人の成績／評点／単位に関しては、受講したコースを示す共同プログラム（単一学習プログラム）に関する情報を記入すべきである。しかし、資格のどの部分をどの機関で取得したかを明示する必要がある。

その他の項目（4.4「成績評価制度と（利用可能であれば）成績配分指針」および 4.5「資格の総合分類」）に関しては、学生評価を行ったコンソーシアムを示す必要がある。

5. 資格の機能に関する情報：

継続教育への参加

5.1「継続教育への参加」は、発行される国内資格によって異なる場合がある。したがって、すべての資格が同じタイプのコースへの参加権を与える場合は、一般的な表示を提供することができるだろう（例えば、「PhD コースへのアクセス」や「ボローニャ・プロセスの第 3 サイクル・プログラムへのアクセス」）。それ以外の場合は、国内制度の中でどの資格がどのコースへの参加権を提供するかを示す必要がある。

- 国内学位名 1A（例：……Laurea Magistrale）：国内コース名 1B へのアクセス
- 国内学位名 2A（例：……Máster Universitario）：国内コース名 2B へのアクセス
- 国内学位名 3A（例：……Mestrado）：国内コース名 3B へのアクセス

ある国において、一つまたは複数の国内資格が「規制された職業」へのアクセスを提供する場合は、5.2「職業的地位」でこのデータを示すよう勧める。

6. 追加情報：

6.1「追加情報」では、共同プログラム、コンソーシアムの構造、すべてのコース要素に関して、より詳細な情報を記入することができる。注記にも次の記述がある。

資格が共同学位または二重・複数学位であるか、多国籍・国際教育スキームに基づいて取得された場合は、その旨をここに記載すべきである。

情報源

6.2「さらなる情報源」では、資格に関する詳細情報を探すことのできる追加的な役立つ情報源・参考資料を示すと有用であろう。記載すべきもう一つの情報は、もちろんコンソーシアムのウェブサイトであり、エラスムス・ムンドゥス・コースの場合は、このプログラムに関連する EACEA ウェブページである。

エラスムス・ムンドゥス・プログラムの国別代表組織（エラスムス・ムンドゥス・コースの場合）および ENIC/NARIC ネットワークのセンター（このネットワークに属する国の場合）を表示すれば、最終資格の評価者にとって有益だろう。したがって、この項目にこの表示を記載するよう勧める（付録 1 を参照）。

7. 補足書類の証明：

「署名」(7.2) および「公印または印章」(7.4) に関連する部分では、一つのコンソーシアム機関（通常コーディネーター）に、コンソーシアムとすべての機関を代表して法定代理人の署名を書き添える権限を与えるのがよい。この場合、共同修了証書と違って一つの署名と印を付すことができるが、すべての機関パートナーの代理として付されたものである旨を示すことが常に望ましい。

8. 国内高等教育制度に関する情報：

共同学位または二重・複数学位の場合、これは最も扱いにくい項目である。発行される国内資格と関連する制度をすべて示す必要があるか、それとも、いずれか一つだけを示せばよいのであろうか。

国内制度に関する情報

この場合、多くの解決策があるが、この情報を入手できるウェブサイトの表示に加えて、国内制度の図表または各種国内資格枠組みの図表だけを掲載することが望ましい。記載事項が多くなりすぎないようにするために、その国内制度について説明する公的なオンライン情報源だけを示しても十分である。

4.3.2 共同サティフィケートと適正価値

二重・複数学位を授与する機関が、証書に付加するものとして国内向けのみディプロマ・サプリメントを発行している場合は、共同プログラムの特徴を記載する共同の証明書（サティフィケート）を作成することが常に望ましい。この証明書は公式書類ではなく、国内修了証書やディプロマ・サプリメントに取って代わるものではないが、学生にとって、受講した単一コースの統一要約書類を提示する上で役立つだろう。

さらに、修了証書やディプロマ・サプリメントは、各国のフォーマットの修正は拒否される可能性があるが、共同サティフィケートは公的なものではないため、各種制度の厳格な法律に従う必要なしに、コンソーシアム自体が作成できる。

さまざまな公的・非公式な共同証明書（修了証書、ディプロマ・サプリメント、成績証明書など）を学生に発行することを検討する場合は、その証明書が何年も経過した後もなお、世界のどの制度の外国機関に提示される可能性があることを認識しなければならない。したがって、コースに受け入れる要件としても、外国機関が提示された書類の真正性を確認しなければならないことを念頭におかなければならない。

書類が原本であることをどのように証明するのか？

修了証書の公認性確保

この作業は「公認」手続きによって進められる。特定の国内制度内によって公認された機関は、特定の書類（修了証書など）に付された署名が、実際に資格を授与した機関の法定代理人の署名と対応していることを宣言する。

しかし、ここで共同修了証書または共同ディプロマ・サプリメントを考えてみれば、国内資格を授与した機関の法定代理人に対応する複数の署名がある場合、どこで書類の公認を受ければよいだろうか。

まず共同プログラムを編成するコンソーシアムの中で公認元を明確にし、学生が複数回にわたって書類の公認を受けたり、各国内の当該局が自国の制度において知られていない（外国機関の）署名を含む複数署名の存在に関する公認を拒否したりすることのないようにしなければならない。

したがって、コンソーシアムの機関を代表して書類の公認を行う単一機関を特定するのがよい。これは通常、学位または書類にアポステューユ⁵を添付することによって行われる。アポステューユが書類の質に関する情報を提供するのではなく、証明しなければならない書類に付された署名（および署名者の資格）ならびに印章・印の正当性を証明するものである点に留意することが重要である。つまり、学位を授与した機関の適格認定・非適格認定の確認は、高等教育機関の認可やアクレディテーション等を行う資格のある国内の当該局とともに、当該機関の性質を確認することが必要である。

複数の制度上で、学位が認められて入学が可能かどうか、学位の認証手続きが要求されることを考えれば、公認性のある学位の発行は、その学位を海外で提示する場合、利点になりうる。

⁵ 1961年10月5日のハーグ条約

下記の付録 1 ～ 5 は機関のリストですので、原本のハンドブックを参照ください。

U R L

<http://erasmusmundus.it/files/fileusers/BRIDGE%20HANDBOOK%20WEB.pdf>

**付録 1 ENIC-NARIC センターおよびエラスムス・ムンドゥスの国別代表組織
リスト (略)**

付録 2 各国の資格枠組 (略)
資格枠組みの情報が掲載されている各国のウェブサイトのリスト

付録 3 各国で認定された高等教育機関 (略)
認定された高等教育機関の情報が掲載されている各国のウェブサイトのリスト

付録 4 各国で登録されている高等教育プログラム (略)
登録されている高等教育プログラムの情報が掲載されている各国のウェブサイトのリスト

付録 5 各国の質保証機関 (略)
各国の質保証機関名とそのウェブサイトのリスト

付録6 共同プログラムに関するプロジェクトの目録

タイトル

欧州資格・学位認証——EAR

解説

欧州における生涯学習プログラムと本プロジェクトに関わるさまざまな ENIC/NARIC の共同出資によるプロジェクト。

このプロジェクトの主な成果は「欧州資格・学位認証の手引き (EAR マニュアル)」であり、この実用的マニュアルには資格の国際的な認証に関するあらゆる側面に関する基準・指針が収録されている。

プロジェクトの目的は、現在 ENIC/NARIC によるリスボン認証条約 (LRC) の基準適用方法が異なっており、学生の移動を妨げる障害となっているという問題に取り組むことである。

この状況を改善するために、EAR プロジェクトは理論 (LRC 基準) から実践への橋渡しをし、LRC 基準、改善提案および過去数十年間の認証に関する研究を利用することを目指した。その成果が上記の EAR マニュアルである。

2 年前 (2010 年) に設置された認定に関するボローニャ・フォローアップ・グループ作業部会は、EAR プロジェクト・チームと緊密に連携しており、重要な新しい認証手段として EAR マニュアルの利用を強く支持している。

プロジェクトの主な成果は「欧州資格・学位認証の手引き (EAR マニュアル) ——公正な資格認定に関する実用的指針」で、この実用的マニュアルには資格の国際的な認証に関するあらゆる側面に関する基準・指針が収録されている。

このマニュアルの主な対象は欧州地域の認証機関であり、認証実務の改善・合理化を目指している。

マニュアルは 16 章から成り、重要な相違点、資格枠組み、学習成果、認可といった主題を取りあげている。

フローチャートや改善提案、実例、有益情報元のリンクを収録している。また、推奨される外国資格に対する評価手続きの概略、用語集、関連出版物・情報源の概観、インデックスも記載している。認証に関するボローニャ・フォローアップ作業グループは、重要な新しい認証手段として EAR マニュアルの利用を強く支持している。

ウェブサイト：

<http://www.eurorecognition.eu>

パートナー：

NUFFIC (コーディネーター) —オランダ、UK NARIC、NARIC フランス、NARIC ポーランド、NARIC チェコ共和国、NARIC デンマーク、NARIC フランドル、NARIC リトアニア

タイトル

INTER-HED : The Internationalisation of the Higher Education – An on-line training course 高等教育の国際化——オンライントレーニングコース

解説

INTER-HED プロジェクトの目的は、エラスムス・ムンドゥスに焦点を絞って、国際的なプログラム／プロジェクトの管理・運営や高等教育制度・国際化政策に関する情報収集に関心を抱く管理スタッフ向けのトレーニングコースを考案することである。

コースの内容はオンラインで公表し、著作権保護資料のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを申請するすべての人々に提供する。

二つのオンライン版コースの期間はそれぞれ9カ月で、最終日には対面セッションがある。このコースは管理部門担当者を対象とし、職業的指針の提供を目的としているため、オンラインで実施され、さまざまな高等教育モデルや共同コース管理法に関する事例を分析する。それぞれのコース・ユニットで実用的な演習が予定されている。コースの構成は以下のとおり。

- モジュール1——高等教育制度の理解
 - 高等教育制度の特徴
 - 高等教育機関：大学と非大学部門
 - 修了証書と学位：資格枠組み
 - 新興国の高等教育：BRICS
 - 高等教育制度に関する情報資源
- モジュール2——共同プログラムの開発
 - 共同プログラムの特徴
 - 共同学位の性質と類型
 - 高等教育機関間のネットワークとパートナーシップ
 - 共同プログラムにおける学生管理
 - 共同プログラムに関する情報資源
- モジュール3——認証手続き
 - 学術認証手続き
 - 共同学位の授与
 - 共同学位の認証
 - 職業認証手続き
 - 認証手続きに関する情報資源
- 対面セッション——国際コンソーシアムの創出・管理方法

ウェブサイト：

<http://www.interhed.eu>

パートナー：

Associazione CIMEA - PNC Italia（コーディネーター）—イタリア、ベルギー・フランス語共同体省、非義務教育・科学研究総局—ベルギー、高等教育局—アイルランド、教育交流支援財団—リトアニア、マルタ資格認定協議会—マルタ、DGES（高等教育総局）—ポルトガル

タイトル

INTERUV：共同プログラム——大学国際化推進

解説

共同プログラムの概念は、欧州および周辺地域で十分に広まっておらず、正当に評価されていない。

個々の高等教育機関と国々は現行の共同プログラムから非常に大きな利益を得ることができるが、この機会を十分に活用していない。

共同プログラムは欧州域内外から学生を引きつける可能性があり、高等教育機関間の安定したパートナーシップの構築や高等教育機関の真の国際化を可能にする。このような事情にかんがみて、プロジェクト・パートナーは、欧州ならびに近隣地域（すなわち東部隣接地域、南部隣接地域、西部バルカン諸国、中央アジア）で高等教育機関による共同プログラムの概念を促進したいと考えている。

プロジェクトの目的：

- 欧州および近隣地域の第三国の高等教育機関による共同学習プログラムのアイデアを促進すること。
- 高等教育機関が国際化戦略に共同学習プログラムを導入できるよう支援すること。
- 現在エラスムス・ムンドゥス国別組織および全国 Tempus 事務所として機能している機関の能力強化に貢献し、2014～2020 年実施予定の新規プログラムの準備に向けた移行期間において支援すること。

活動：

- 3 回にわたる地域セミナーを開催し、効率的で質の高い共同プログラムの確立に関する優れた実践の普及・共有に努める。
- 特定高等教育機関の国際化戦略や各国の高等教育戦略に、どの程度共同プログラムが盛り込まれているかについて調査を実施する。
計画されている調査方法は、この主題に関して、インターネット（高等教育機関や高等教育担当省庁のウェブサイト）、および高等教育機関を対象とするオンライン・アンケートの実施によって入手できる情報の分析である。
- 各地域セミナーに先立ってエラスムス・ムンドゥス国別組織と全国 Tempus 事務所を対象に、下記二つの規定の主題に関するトレーニングセッションを行う。
 - 特定地域の代表的な国々における高等教育制度（質保証、学位・共同学位の認可・認証に関する問題など）

- ー 共同プログラムの主要項目（準備、実施、促進、管理、持続可能性）または共同学位——「万人のためのエラスムス」プログラムおよび 2014～2020 年新教育プログラムに関連するその他の問題の文脈から

パートナー：

FRSE（コーディネーター）ーポーランド、OeaD-GmbHーオーストリア、国際サービス・センターーチェコ共和国、アルキメデス財団ーエストニア、教育・文化・スポーツ省ースペイン、ギリシャ教育・生涯学習・宗教省ーギリシャ、国際移動性センターCIMOーフィンランド、Agence 2E2Fーフランス、テンパス公益財団ーハンガリー、Associazione CIMEA - PNC Italiaーイタリア、VIAASーラトビア、NUFFICーオランダ、SIUーノルウェー、SAAICースロバキア、ブリティッシュ・カウンシルーイギリス

タイトル

JOIMAN : Joint Degree Management and Administration Network
共同学位運営・管理ネットワーク

解説

JOIMAN は、LLP／エラスムス／構造的ネットワークの枠組みに基づき、2008～2010 年に欧州委員会が資金を提供したネットワークである。ボローニャ大学がコーディネートするこのネットワークは、共同プログラム管理経験のあるパートナーで構成され、修士・博士レベルの共同プログラム開発・管理にあたって日頃直面する障害や課題について調査した。

JOIMAN ネットワークは、特に以下の主題について調査した。

- 出願、入学、選抜および学生の経歴証明
- 共同プログラムの財政的持続可能性
- 共同プログラムのガバナンス・編成・質
- 共同 PhD プログラムの開発・管理
- 「非 EU」機関および「非ボローニャ・プロセス」機関との共同プログラムの開発・管理

調査、分析、国際会議、セミナーなど 2 年間の活動を経て、このネットワークは、共同プログラムの開発・実施における運営・管理上の難題を克服する各機関への支援提供を目指しながら、高等教育界全体と共有すべき一連の成果を生み出している。

成果：(i) 共同プログラム開発・運営ガイド、(ii) 共同学習プログラムの管理方法——プロジェクトの最終的な出版物、(iii) セミナーの発表、(iv) 共同プログラム発表に関する財政問題と授業料に関する国内規制、(v) 文書、(vi) 協力協定テンプレート、(vii) 優良事例報告書

ウェブサイト：

<https://www.joiman.eu>

パートナー：

ボローニャ大学（コーディネーター）—イタリア、Agence Europe-Education-Formation—フランス、Associazione CIMEA - PNC Italia—イタリア、教育交流支援財団—リトアニア、エラスムス・ムンドゥス国別組織（ベルギー・フランドル地方）—ベルギー、Karl-Franzens-Universität Graz—オーストリア、マサリク大学—チェコ共和国、アントウェルペン大学—ベルギー、ベルゲン大学—ノルウェー、ボーフム大学—ドイツ、ボルドー第一大学—フランス、デウスト大学—スペイン、ヤシ大学—ルーマニア、ライプツィヒ大学—ドイツ、リール第一大学—フランス、パドバ大学—イタリア、ストラスブール大学—フランス、ビリニョス大学—リトアニア

タイトル

JOQAR — Joint programmes: Quality Assurance and Recognition of degrees awarded 共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクト

解説

このプロジェクトの全体的な目的は、適格認定（アクレディテーション）と認証という二つの特定分野で共同教育プログラムの促進を確保することである。したがってプロジェクト・パートナーは、共同教育プログラムの国境を越えた質保証と共同教育プログラムで授与される学位の認証について詳しく調べることに決定した。

共同教育プログラムの外部質保証およびアクレディテーションは、通常複数の国内アクレディテーション手続きを伴うため、共同教育プログラムと質保証機関の両方にとって課題となっている。このプロジェクトはその代わりに、質保証の結果に関する多角的認定協定の立案と、共同教育プログラムの外部質保証の欧州調整ポイントの確立によって、単一的なアクレディテーション手続きを促進しようと努めている。

現在、共同教育プログラムで授与される学位の認証をめぐる多くの問題も発生しており、このプロジェクトは以下の具体的な目標を通して解決に取り組んでいる。

- 共同教育プログラム、授与される学位の設計、ディプロマ・サプリメントの内容に関する ENIC-NARIC の期待について、高等教育機関および共同教育プログラムの間で意識を高める。
- 共同教育プログラムで授与される学位の認証に関して、ENIC-NARIC の間で共通基盤を確立する。
- Qrossroads データベース (<http://www.qrossroads.eu/>) を通してエラスムス・ムンドゥス・プログラムに関する分かりやすい情報を提供する。

ウェブサイト：

<http://www.eacaconsortium.net/main/projects/joqar>

パートナー：

オランダ・フランドル・アカレディテーション組織（コーディネーター）—オランダ、オーストリア・アカレディテーション・カウンスル—オーストリア、スロベニア高等教育質保証機関—スロベニア、プログラム・アカレディテーション・質保証機構—ドイツ、国内質評価・アカレディテーション機関—スペイン、スイス高等教育アカレディテーション・質保証センター—スイス、カタルーニャ大学質保証機関—スペイン、経済学・国際ビジネス経営プログラム・アカレディテーション機構—ドイツ、科学・高等教育省—ポーランド、NUFFIC—オランダ、UK NARIC—イギリス、デンマーク国際教育機関—デンマーク、国内評価・アカレディテーション評議会—インド、国内アカレディテーション評議会—コロンビア

タイトル

学位・共同学位の持続可能性と認証に関するクラスター

解説

学位・共同学位の持続可能性と認証に関する合同クラスターは、現行のエラスムス・ムンドゥス共同プログラム、アクション 2 パートナースhip、アクション 3 魅力的なプロジェクトと、国別組織の経験およびエラスムス・ムンドゥス同窓会（EMA）の見解を一つにまとめている。労働市場の代表など、プログラム外部の貢献者も関与している。

この合同クラスターの目的は、以下の両方の主題に関して、既存の優良事例を確認することである。

- EU 資金供給期間終了後のエラスムス・ムンドゥス活動の継続的实施を目的とした持続可能性戦略。提供される利用可能な奨学金の件数は、プロジェクト実施期間中に徐々に減っているため、共同プログラムにおいて持続可能性計画は実際には不可欠である。
- エラスムス・ムンドゥス・プログラムに基づいて促進された学位・共同学位の認証。学位はさまざまな高等教育制度で認証されなければならない、各制度に独自の認証規則があるため、共同学位の認証は管轄当局にとって課題となっている。学位の認証に先立って、通常、プログラムの学術的な質を評価する認可プロセスが実施される。

成果：

- 調査報告書：(i) 欧州域内外の関連パートナーを対象とする現行エラスムス・ムンドゥス共同プログラム、パートナースhip、魅力的なプロジェクト、国別組織および同窓生の調査、(ii) 持続可能性、認可プロセス、共同学位の認証にあたって遭遇する困難に関する調査報告書
- エラスムス・ムンドゥスにおける持続可能性戦略と学位認証問題に関する優良事例の例に基づく実用的指針：(i) 持続可能性戦略に関する実用的指針、(ii) 認証問題に関する実用的指針

ウェブサイト：

http://eacea.ec.europa.eu/erasmus_mundus/clusters/sustainability_en.php

請負機関：

ECORYS UK

付録 7 BRIDGE プロジェクトによる活動事例

プロジェクト最終会議で取りあげた事例

2012 年 10 月 18～19 日、マルタ

共同プログラム構築段階 BRIDGE プロジェクトによる活動事例 1

目標：

二つの国内資格——修士号 A（MDA）と修士号 B（MDB）——に対応する最終共同学位に基づく二つの高等教育機関（A および B）による共同修士プログラム（JMP）を創設する。

二つの高等教育機関の特徴：

高等教育機関 A	高等教育機関 B
高等教育国内制度：3 年制第 1 サイクル学位（学士）+2 年制第 2 サイクル学位（修士）	高等教育国内制度：4 年制第 1 サイクル学位（学士）+1 年制第 2 サイクル学位（修士）
高等教育機関 A の学部生：3 年制学士号	高等教育機関 B の学部生：4 年制学士号
MDA 取得に必要な ECTS 単位：120	MDB 取得に必要な ECTS 単位：60/90
高等教育機関 A プログラム：学術・職業志向	高等教育機関 B プログラム：学術志向
高等教育機関 A は、A 国で PhD プログラムへのアクセスを提供しない 1 年制最終学位（60 ECTS 単位）を授与することも可能	60 ECTS 単位と 90 ECTS 単位の MDB 資格は、どちらも B 国で PhD プログラムへのアクセスを提供

課題：

- (i) 最終共同学位を授与するために最善の JMP 編成方法を見つける。
- (ii) JMP が以下を対象とする場合、
 - 1-高等教育機関 A と高等教育機関 B の学部生（自国学生）
 - 2-留学生
 - 3-自国学生・留学生の両方

対象グループに応じて異なる解決策を見出すことができるだろうか。

- (iii) 本事例に関連する認証問題を調査。

入学者選抜段階

BRIDGE プロジェクトによる活動事例 2

目標 1 :

二つの高等教育機関（A および B）の間で編成された共同修士プログラム（JMP）において学生選抜基準を設定する。

二つの高等教育機関の特徴 :

高等教育機関 A	高等教育機関 B
高等教育国内制度 : 3 年制第 1 サイクル学位 (学士) + 2 年制第 2 サイクル学位 (修士)	高等教育国内制度 : 5 年制単一サイクル学位コース (修士)
JMD プログラムは 2 年制第 2 サイクル・コースに対応	JMD プログラムは 5 年制単一サイクル・コースの最後の 2 年に対応
高等教育機関 A は、第 2 サイクル・コースに学生を受け入れて最終資格を授与するために正規の最終第 1 サイクル学位を要求	高等教育機関 B は、コース 4 年目に学生を登録するために一定数の単位または年数 (例えば 180 ECTS または 3 年) を要求、正規の第 1 サイクル資格は不要

課題 1 :

(i) JMP が高等教育機関 A と高等教育機関 B の学生 (自国学生) を対象とする場合、B 国の学生はどうすれば正規の第 1 サイクルを有してなくとも JMD コースに登録できるか。

目標 2 :

二つの高等教育機関（A および B）の間で編成された共同博士プログラム（JDP）において学生選抜基準を設定する。

二つの高等教育機関の特徴 :

高等教育機関 A	高等教育機関 B
高等教育国内制度 : 3 年制第 1 サイクル学位 (学士) + 2 年制第 2 サイクル学位 (修士) + 3 年間の博士研究	高等教育国内制度 : 4 年制第 1 サイクル学位 (学士) + 1 年制第 2 サイクル学位 (修士) + 3 年間の博士研究
高等教育機関 A は正規の第 2 サイクル学位で学生を JDP に受け入れ	高等教育機関 B は正規の学位がなくても一定数の年数または単位だけで学生を JDP に受け入れ
A の高等教育制度は「一貫性のある」制度 : 学生は第 2 サイクル・コースに入るには第 1 サイクル学位が、第 3 サイクル・コースに入るには第 2 サイクル学位が必要	B の高等教育制度は「一貫性のない」制度 : 学生は第 1 サイクル学位 (例えば 4 年制学士) または RPL 手続きによって、第 3 サイクル・プログラムへの入学が可能

課題 2 :

(ii) 第1サイクル学位を有していない学生が JDP に入るために正規の修士号を提示した(正規の修士号は取得しているが学士号は持っていない) 場合、高等教育機関 A の規則に従ってコースに登録することができるか。

(iii) 学生の過去の学歴に関して、どのような情報を知っておく必要があるか。

学位授与段階

BRIDGE プロジェクトによる活動事例 3

目標 :

PhD コースに入るために、二つの正規の高等教育機関 (A および B) が授与した共同修士号 (JMD) を認定する。

二つの高等教育機関の特徴 :

高等教育機関 A	高等教育機関 B
A 国の正規高等教育機関	B 国の正規高等教育機関
JMD は高等教育機関 A の正規修士号 (MDA) に対応	JMD は高等教育機関 B の正規修士号 (MDB) に対応
MDA は 2 年制第 2 サイクル学位 (120 ECTS)	MDB は 2 年制第 2 サイクル学位 (120 ECTS)
MDA は職業志向の学位	MDB は学術志向の学位
MDA は A 国で PhD コースへのアクセスを提供せず、高等教育機関 A は第 3 サイクル学位プログラムを編成せず	MDB は B 国で PhD コースへのアクセスを提供し、高等教育機関 B は第 3 サイクル・プログラムを編成

問題 :

(i) PhD コースに入るために、A 国の別の「学術」高等教育機関 AX で、この JMD をどのように評価するか。

高等教育機関 AX が第 3 サイクル学位プログラムを編成可能で、PhD コースへのアクセスを提供するために学位を必要とすることに留意されたい。

(ii) PhD コースに入るために、第三国 C の別の「学術」高等教育機関 C で、この JMD をどのように評価するか。

C 国の高等教育制度によると、「学術」高等教育機関は学生に PhD コースへの入学を認めるために、本国で同じコースへのアクセスを提供する学位を要求することに留意されたい。

(iii) あなたの国で、この JMD をどのように比較するか(学術志向学位か職業志向学位か?)。

【裏表紙】

このハンドブックの目的は、共同プログラム実施期間中の、以下の各段階で実用的な手段と提案を提供することである。

- 共同プログラムの立案
- エラスムス・ムンドゥス・プログラムの将来の入学候補者の評価
- エラスムス・ムンドゥス・コンソーシアムによる二重学位、複数学位および共同学位の授与

主な対象者は、下記組織の教員スタッフと事務・運営管理スタッフである。

- 高等教育機関
- エラスムス・ムンドゥス国別代表組織
- NARIC センター

このハンドブックは、**BRIDGE** プロジェクトの経験によって、共同プログラムと学位の認証に関する最優良事例と指針を示すものである。同プロジェクトは、欧州連合のエラスムス・ムンドゥス・プログラムの支援を受けており、欧州5カ国（エストニア、イタリア、マルタ、ポルトガル、スペイン）でエラスムス・ムンドゥス国別代表組織ならびに **NARIC**（学術認証情報センター）の役割も果たすセンターが関与している。

「国際的な共同プログラムと共同学位の認証に関する実用的ハンドブック」には、エラスムス・ムンドゥス・プログラムのアクション3の枠内で欧州委員会が共同出資している。